

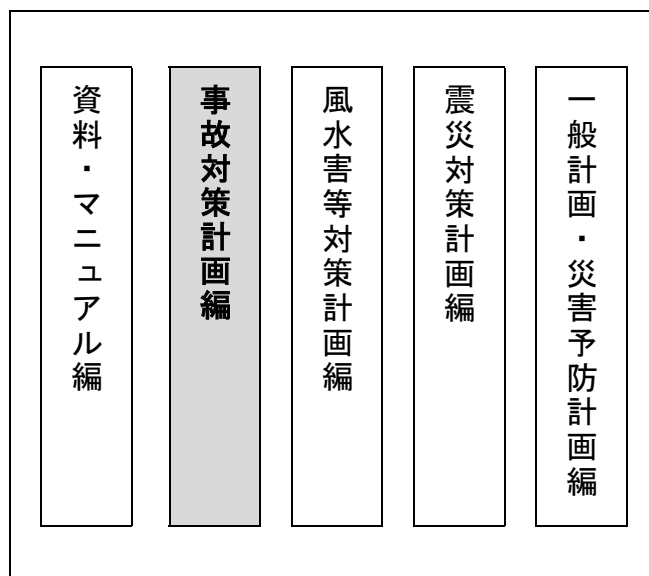
亀岡市地域防災計画

事故対策計画編

令和8年3月

亀岡市防災会議

亀岡市地域防災計画



一般計画・災害予防計画編

- 第1編 総則
- 第2編 災害予防計画

震災対策計画編

- 第1編 災害の想定等
- 第2編 地震災害応急対策計画
- 第3編 地震災害復旧計画
- 付編 亀岡市南海トラフ地震防災対策推進計画

風水害等対策計画編

- 第1編 災害の想定等
- 第2編 風水害等災害応急対策計画
- 第3編 風水害等災害復旧計画

事故対策計画編

- 航空機災害対策計画
- 鉄道災害対策計画
- 道路災害対策計画
- 危険物等災害対策計画
- 大規模火災対策計画
- 林野火災対策計画
- 広域停電事故対策計画
- 広域断水事故対策計画
- 原子力災害対策計画

資料・マニュアル編

- 資料編
- 震災対策マニュアル編
- 風水害対策マニュアル編

目 次

◆ 航空機災害対策計画

第1編 総 則	1
第1章 計画の目的	1
第2章 計画の修正	1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第4章 航空運送事業者の責務	2
第5章 広域的な活動体制	2
第2編 予防計画	3
第1章 情報連絡体制の整備	3
第2章 防災活動体制の整備	3
第3編 応急対策計画	5
第1章 応急活動体制	5
第1節 亀岡市の活動体制	5
第2節 関係防災機関の活動体制	5
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	5
第3章 広報・広聴	7
第4章 捜索、救助・救急、医療及び消火活動	7
第5章 避難対策	8
第6章 交通及び輸送対策	8
第7章 自衛隊派遣要請	9
第4編 災害復旧計画	10

◆ 鉄道災害対策計画

第1編 総 則	11
----------------------	----

第1章	計画の目的	11
第2章	計画の修正	11
第3章	関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第4章	事故原因者等の責務	12
第5章	広域的な活動体制	12
第2編	予防計画	13
第1章	情報連絡体制の整備	13
第2章	防災活動体制の整備	13
第3章	鉄道事業者の措置	14
第3編	応急対策計画	16
第1章	応急活動体制	16
第1節	亀岡市の活動体制	16
第2節	鉄道事業者の活動体制	16
第3節	関係防災機関の活動体制	17
第2章	通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	17
第3章	広報・広聴	18
第4章	救助・救急、医療及び消火活動	19
第5章	避難対策	19
第6章	交通及び輸送対策	20
第7章	帰宅困難者対策	20
第8章	自衛隊派遣要請	21
第4編	災害復旧計画	22
◆ 道路災害対策計画		
第1編	総 則	23
第1章	計画の目的	23
第2章	計画の修正	23
第3章	関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	23
第4章	事故原因者等の責務	24
第5章	広域的な活動体制	25

第2編 予防計画	26
第1章 情報連絡体制の整備	26
第2章 防災活動体制の整備	26
第3章 道路管理者の措置	27
第3編 応急対策計画	29
第1章 応急活動体制	29
第1節 亀岡市の活動体制	29
第2節 道路管理者の活動体制	29
第3節 関係防災機関の活動体制	30
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	30
第3章 広報・広聴	31
第4章 救助・救急、医療及び消火活動	32
第5章 避難対策	32
第6章 交通及び輸送対策	33
第7章 帰宅困難者対策	33
第8章 自衛隊派遣要請	34
第4編 災害復旧計画	35

◆ 危険物等災害対策計画

第1編 総 則	36
第1章 計画の目的	36
第2章 計画の修正	36
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	36
第4章 事故原因事業者等の責務	37
第5章 広域的な活動体制	37

第2編 予防計画	38
第1章 情報連絡体制の整備	38
第2章 防災活動体制の整備	38
第3章 危険物等保安措置	39
第3編 応急対策計画	45
第1章 応急活動体制	45
第1節 亀岡市の活動体制	45
第2節 関係防災機関の活動体制	45
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	45
第3章 危険物等事故の拡大防止活動	47
第4章 広報・広聴	47
第5章 救助・救急、医療及び消火活動	48
第6章 避難対策	49
第7章 交通及び輸送対策	49
第8章 環境保全計画	49
第9章 自衛隊派遣要請	50
第4編 災害復旧計画	51
◆ 大規模火災対策計画	
第1編 総 則	52
第1章 計画の目的	52
第2章 計画の修正	52
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	52

第4章 広域的な活動体制	53
第2編 予防計画	54
第1章 情報連絡体制の整備	54
第2章 防災活動体制の整備	54
第3章 亀岡市、京都中部広域消防組合の措置	55
第4章 関係機関の措置	56
第3編 応急対策計画	57
第1章 応急活動体制	57
第1節 亀岡市の活動体制	57
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	57
第3章 広報・広聴	58
第4章 消火活動	59
第5章 救助・救急活動	59
第6章 避難対策	60
第7章 交通及び輸送対策	60
第8章 自衛隊派遣要請	61
第4編 災害復旧計画	62
◆ 林野火災対策計画	
第1編 総 則	63
第1章 計画の目的	63
第2章 計画の修正	63
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	63

第4章 広域的な活動体制	64
--------------------	----

第2編 予防計画

65

第1章 情報連絡体制の整備	65
---------------------	----

第2章 防災活動体制の整備	65
---------------------	----

第3章 亀岡市、京都中部広域消防組合の措置	66
-----------------------------	----

第4章 関係機関の措置	67
-------------------	----

第3編 応急対策計画

69

第1章 応急活動体制	69
------------------	----

第1節 亀岡市の活動体制	69
--------------------	----

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	69
------------------------------	----

第3章 広報・広聴	70
-----------------	----

第4章 消火活動	71
----------------	----

第5章 救助・救急活動	71
-------------------	----

第6章 避難対策	72
----------------	----

第7章 交通及び輸送対策	72
--------------------	----

第8章 自衛隊派遣要請	73
-------------------	----

第4編 災害復旧計画

74

◆ 広域停電事故対策計画

第1編 総 則

75

第1章 計画の目的	75
-----------------	----

第2章 計画の修正	75
-----------------	----

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	75
---------------------------------	----

第4章 広域的な活動体制	76
第2編 予防計画	77
第1章 情報連絡体制の整備	77
第2章 防災活動体制の整備	77
第3章 関西電力送配電株式会社の措置	78
第3編 応急対策計画	80
第1章 応急活動体制	80
第1節 亀岡市の活動体制	80
第2節 関西電力送配電株式会社の活動体制	80
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	81
第3章 広報・広聴	81
第4章 救助・救急、医療及び消火活動	82
第5章 避難対策	83
第6章 交通及び輸送対策	83
第4編 災害復旧計画	84
◆ 広域断水事故対策計画	
第1編 総 則	85
第1章 計画の目的	85
第2章 計画の修正	85
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	85
第4章 広域的な活動体制	86
第2編 予防計画	87

第1章	情報連絡体制の整備	87
第2章	防災活動体制の整備	87
第3章	亀岡市上下水道部の措置	87
第3編	応急対策計画	90
第1章	応急活動体制	90
第1節	亀岡市の活動体制	90
第2節	亀岡市上下水道部の活動体制	90
第2章	通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	91
第3章	広報・広聴	91
第4章	関係機関への協力要請	92
第4編	災害復旧計画	93
◆	原子力災害対策計画	
第1編	総 則	94
第1章	計画の目的	94
第2章	計画の方針	94
第3章	計画の修正	96
第4章	関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	96
第5章	広域的な活動体制	97
第2編	事前対策計画	98
第1章	情報連絡体制の整備	98
第2章	防災活動体制の整備	99
第3編	応急対策計画	101

第1章 応急活動体制	101
第1節 亀岡市の活動体制	101
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	101
第3章 広報・広聴	102
第4章 防護措置計画	102
第5章 広域避難受入計画	103

◆ 航空機災害対策計画

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、航空運送事業者等の運行する航空機の墜落等の大規模な航空機事故の発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「突発的航空事故」という。）に迅速な捜索活動、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、亀岡市、亀岡市地域防災計画一般計画・災害予防計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章第2節に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が密接に連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めない事項については、亀岡市地域防災計画に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を行う。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的航空事故に関し関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章第2節に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 亀 岡 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 亀岡市医師会に対する活動要請

2 京都中部広域消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動

3 京 都 府

- (1) 的確な情報の収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 大阪航空局（大阪空港事務所）等関係防災機関への協力要請
- (4) 大阪航空局（大阪空港事務所）等関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

4 亀岡警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 遭難航空機の捜索
- (4) 被災者の救出・救助
- (5) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (6) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (7) 遺体の検視及び身元の確認
- (8) 行方不明者の捜索
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

第4章 航空運送事業者の責務

航空運送事業者の主要な責務は次のとおりとする。

- 1 亀岡市、京都府、大阪航空局、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び亀岡市との連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 遭難航空機の捜索、乗客等の捜索・救助活動
- 5 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見舞人、遺族の受入れ及び整理並びに問合せへの対応
- 8 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 9 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

亀岡市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、突発的航空事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行えるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、亀岡市は、一般編第2編第2章第18節「受援計画」及び亀岡市地域防災計画震災対策計画編（以下「震災編」という。）第2編第1章第4節「応援の要請・受入れ」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、突発的航空事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり）

第2 情報通信手段の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第2章第2節「情報収集伝達体制の整備」に基づき、突発的航空事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

亀岡市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の分析及び整理に努めるものとする。

第4 気象情報の伝達

京都地方気象台は、亀岡市地域防災計画風水害等対策計画編第2編第1章第1節「気象予警報等の収集・伝達」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携

関係防災機関相互の連携については、一般編第2編第2章第4節「消防・救助・救急体制の整備」に基づき、広域応援体制の充実に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、救助工作車、救急車等の車両及び応急処置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

亀岡市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

第4 緊急輸送活動体制の整備

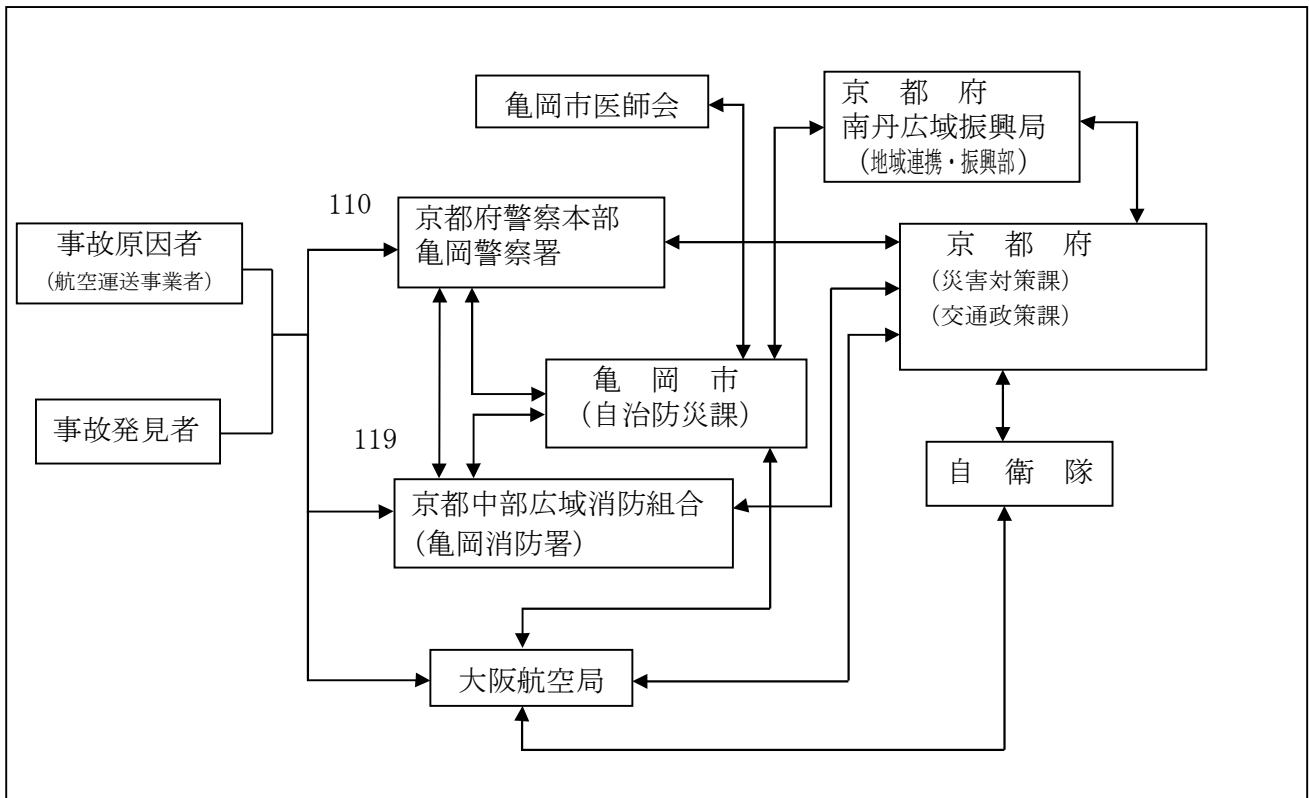
1 亀岡警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、亀岡警察署、近畿地方整備局京都国道事務所等は、平常時から機関相互間の連携強化を図る。
- 3 亀岡警察署は、発災後において、交通規制箇所及び緊急交通路を通行する際の手続き等について周知を図る。

第5 避難地及び避難路の整備

- 1 亀岡市、大規模収容施設管理者等は、突発的航空事故現場周辺住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 亀岡市の活動体制

第1 責 務

亀岡市は、市内で突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、震災編第2編第1章第1節に準じて、亀岡市航空事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

震災編第2編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 航空事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的航空事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、航空事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、亀岡市長は事故対策本部を設置する。（本部長：亀岡市長）

2 航空事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

航空事故警戒体制の組織及び要員については震災編第2編第1章第1節に定める災害警戒本部2号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める災害対策本部1号動員を基準とする。

第2節 関係防災機関の活動体制

第1 責 務

関係防災機関は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、亀岡市、京都府等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

亀岡市、京都府、亀岡警察署、京都中部広域消防組合等関係防災機関は、110番通報、119番通報、航空運送事業者等、大阪航空局からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 航空運送事業者

(1) 航空運送事業者は、自己の運行する航空機について亀岡市上空又は付近において緊急事態又は事故が発生したときは、速やかに亀岡市、京都府、大阪航空局、亀岡警察署、京都中部広域消防組合等防災機関に連絡する。

(2) 被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、亀岡市、京都府等関係防災機関に連絡する。

3 亀岡市

亀岡市は、亀岡市上空又は付近において突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

4 京都中部広域消防組合

京都中部広域消防組合は、消防庁が定める火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）に基づき、航空機火災が発生した場合は、即報基準に該当することから、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く京都府知事に報告するものとする。

なお、航空機火災は、直接即報基準にも該当することから、第一報を消防庁に対しても報告するものとする。

5 京都府

(1) 京都府は、大阪航空局から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。

(2) 京都府は、亀岡市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

(3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのテレビ会議システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

6 亀岡警察署

警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い、亀岡市、京都府等関係防災機関に連絡する。

第2 通信手段の確保

1 突発的航空事故発生時の通信連絡

亀岡市、京都府関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、亀岡市防災行政無線、電話、無線通信等により速やかに行う。

要配慮者へ伝達を必要とする場合は、手話通訳士の派遣や緊急通報ファックス等の活用を図る。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 亀岡市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、文字放送等を利用すること。
- 3 インターネット（市ホームページ・防災情報かめおかメール等）を利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 航空運送事業者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、突発的航空事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなど、それぞれの担当者を明らかにして対応する。

第4章 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

搜索、消火及び救助・救出活動は震災編第2編第1章第5節によるほか、次に定めるところにより、医療救護活動については、震災編第2編第1章第6節によるほか、次に定めるところによる。

第1 救助活動

亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、突発的航空事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に搜索、救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

亀岡市、京都府、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、110番通報、119番通報及び航空運送事業者、大阪航空局等からの通報等により、被害状況を早期に把握し、搜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 応援要請

亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、突発的航空事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予測される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

亀岡市及び京都中部広域消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、京都中部広域消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、亀岡市、京都中部広域消防組合及び京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

亀岡市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、亀岡市医師会等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、京都中部広域消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

負傷者が手話通訳、要約筆記等の伝達手段を必要とする場合は、関係機関の支援を得て対応する。

第3 消火活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、航空機火災を知った場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消火活動を行うものとする。

第5章 避難対策

突発的航空事故発生時の亀岡市等関係防災機関が行う避難勧告等については、震災編第2編第1章第7節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

亀岡市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

亀岡市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

突発的航空事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、震災編第2編第1章第11節によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、亀岡警察署及び道路管理者は、相互に緊密な連絡を取り交通規制を行い、直ちに亀岡市航空事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会及び亀岡警察署長は、突発的航空事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行えるようにするため緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することのできる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。
- 2 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、亀岡警察署長において行う。

第7章 自衛隊派遣要請

突発的航空事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、震災編第2編第1章第4節「3 自衛隊に対する災害派遣要請」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

突発的航空事故の災害復旧計画は、震災編第3編によるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

道路管理者は、関係防災機関と協力、道路施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成して迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、亀岡市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

道路管理者は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

◆ 鉄道災害対策計画

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、列車の衝突、火災等及びトンネル等鉄道施設の被災等大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「突発的鉄道事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、鉄道事業者（軌道事業者を含む。以下「鉄道事業者」という。）、亀岡市、亀岡市地域防災計画一般計画・災害予防計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章第2節に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が密接に連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めない事項については、亀岡市地域防災計画に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を行う。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的鉄道事故に関し関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章第2節に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 亀 岡 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 亀岡市医師会に対する活動要請

2 京都中部広域消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動

3 京 都 府

- (1) 的確な情報の収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

4 亀岡警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び踏切等の交通規制
- (5) 鉄道関係機関と連携した二次災害の防止
- (6) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (7) 遺体の検視及び身元の確認
- (8) 行方不明者の捜索
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

5 鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社及び嵯峨野観光鉄道株式会社）

- (1) 事故状況の収集・把握及び国土交通省等への連絡・通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 乗客の避難及び負傷者等の救出、救護
- (4) 二次災害の防止及び鉄道施設の復旧

第4章 事故原因者等の責務

突発的鉄道事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）及び事故発見者は、亀岡市、京都中部広域消防組合、京都府、鉄道事業者、亀岡警察署等関係機関に対し、事故状況の迅速かつ的確な通報を行うものとする。

第5章 広域的な活動体制

亀岡市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、突発的鉄道事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行えるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、亀岡市は、一般編第2編第2章第18節「受援計画」及び亀岡市地域防災計画震災対策計画編（以下「震災編」という。）第2編第1章第4節「応援の要請・受入れ」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

鉄道事業者、亀岡市、京都中部広域消防組合、京都府等関係防災機関は、突発的鉄道事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、道路施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。

(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

亀岡市、京都中部広域消防組合、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第2章第2節「情報収集・伝達体制の整備」に基づき、突発的鉄道事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 亀岡市、京都中部広域消防組合、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努めるものとする。
- 2 鉄道事業者は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第4 気象情報の伝達

京都地方気象台は、亀岡市地域防災計画風水害等対策計画編第2編第1章第1節「気象予警報等の収集・伝達」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携

関係防災機関相互の連携については、一般編第2編第2章第4節「消防・救助・救急体制の整備」に基づき、広域応援体制の充実に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、救助工作車、救急車等の車両及び応急処置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

亀岡市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 医療活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は鉄道事業者と、平常時から機関相互間の連携強化を図るとも

に、消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

第4 緊急輸送活動体制の整備

- 1 亀岡警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、亀岡警察署、近畿地方整備局京都国道事務所等は平常時から機関相互間の連携強化を図る。
- 3 亀岡警察署は、発災後において、交通規制箇所及び緊急交通路を通行する際の手続き等について周知を図る。

第5 避難地及び避難路の整備

- 1 亀岡市、大規模収容施設管理者等は、突発的鉄道事故現場周辺住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

第3章 鉄道事業者の措置

鉄道事業者は、突発的事故の発生に備え、次の措置を講じるものとする。

1 気象情報の活用

京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

2 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

3 点検の実施

土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル等の線路防護施設の定期的な点検を行うとともに、事故により本線を走行する列車の運転に支障が生じるおそれがあるときは、当該線路の監視に努める。

4 職員の教育体制

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図ると共に、科学的な適性検査の定期的な実施に努める。

5 防災訓練の充実

突発的鉄道事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための実践的な訓練を実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

6 鉄道施設の整備促進

踏切道の立体交差化の整備、列車集中制御装置（CTC）、自動列車停止装置（ATS）等運転保安設備の整備・充実に努める。

※ CTC（列車集中制御装置）：運転指令所に全列車の運行情報を収集し、各駅の信号やポイントを集中制御する装置

※ ATS（自動列車停止装置）：列車が停止信号を現示する信号機の外方から一定の地点に接近

第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 亀岡市の活動体制

第1 責 務

亀岡市は、市内で突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、震災編第2編第1章第1節に準じて、亀岡市鉄道事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

震災編第2編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 鉄道事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的鉄道事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、鉄道事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、亀岡市長は事故対策本部を設置する。（本部長：亀岡市長）

2 鉄道事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

鉄道事故警戒体制の組織及び要員については震災編第2編第1章第1節に定める災害警戒本部2号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める災害対策本部1号動員を基準とする。

第2節 鉄道事業者の活動体制

第1 責 務

突発的鉄道事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、亀岡市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

- 1 突発的鉄道事故が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止を図るため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を確保するとともに、社員の非常召集、対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- 2 突発的鉄道事故が発生した場合は、巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。
- 3 突発的鉄道事故が発生した場合、負傷者の搬送、救急資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動が円滑に行えるよう、道路交通の混乱防止のため、京都府警察本部等に協力要請を行う。
- 4 突発的鉄道事故が発生し、運行不能となった場合は、他の路線への振替輸送、バス代行運送等代替交通手段を確保する。

第3節 関係防災機関の活動体制

第1 責 務

突発的鉄道事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、亀岡市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

亀岡市、京都府、亀岡警察署、京都中部広域消防組合等防災機関は、110番通報、119番通報、鉄道事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとし、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、亀岡市は直接、消防庁に連絡する。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 鉄道事業者

- (1) 鉄道事業者は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに亀岡市、国土交通省（近畿運輸局）、京都府、亀岡警察署、京都中部広域消防組合等防災機関に連絡する。
- (2) 鉄道事業者は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、国土交通省（近畿運輸局）等防災機関に連絡する。

3 亀 岡 市

亀岡市は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

4 京都中部広域消防組合

京都中部広域消防組合は、消防庁が定める火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）に基づき、列車火災が発生した場合は、即報基準に該当することから、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く京都府知事に報告するものとする。

なお、列車火災は、直接即報基準にも該当することから、第一報を消防庁に対しても報告するものとする。

5 京 都 府

- (1) 京都府は、鉄道事業者から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。
- (2) 京都府は、亀岡市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害

規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。
 (3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのテレビ会議システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

6 亀岡警察署

警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い、亀岡市、京都府等関係防災機関に連絡する。

第2 通信手段の確保

1 突発的鉄道事故発生時の通信連絡

亀岡市、京都府関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、亀岡市防災行政無線、電話、無線通信等により速やかに行う。

要配慮者へ伝達を必要とする場合は、手話通訳士の派遣や緊急通報ファックス等の活用を図る。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 亀岡市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 交通規制の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、文字放送等を利用すること。
- 3 インターネット（市ホームページ・防災情報かめおかメール等）を利用すること。

第4 広聴活動の実施

1 鉄道事業者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。

- 2 関係防災機関は、突発的鉄道事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなど、それぞれの担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助・救急、医療及び消火活動

消火、救助・救出活動は、震災編第2編第1章第5節によるほか、次に定めるところにより、医療救護活動については、震災編第2編第1章第6節によるほか、次に定めるところによる。

第1 救助活動

亀岡市、京都中部広域消防組合、亀岡警察署及び鉄道事業者は、突発的鉄道事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

亀岡市、京都府、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、110番通報、119番通報及び鉄道事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 鉄道事業者の救助活動

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。

3 応援要請

亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、突発的鉄道事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予測される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

亀岡市及び京都中部広域消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、京都中部広域消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、亀岡市、京都中部広域消防組合及び京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

亀岡市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、亀岡市医師会等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、京都中部広域消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

負傷者が手話通訳、要約筆記等の伝達手段を必要とする場合は、関係機関の支援を得て対応する。

第3 消火活動

鉄道事業者は、速やかに火災の状況を把握するとともに、初期消火活動を行う。また、亀岡市及び京都中部広域消防組合は、迅速かつ的確に消火活動を行う。

第5章 避難対策

突発的鉄道事故発生時の亀岡市等関係防災機関が行う避難指示等については、震災編第2編第1章第7節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

亀岡市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

亀岡市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

突発的鉄道事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、震災編第2編第1章第11節によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、亀岡警察署及び道路管理者は、相互に緊密な連絡を取り交通規制を行い、直ちに亀岡市鉄道事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会及び亀岡警察署長は、突発的鉄道事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行えるようにするため緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することのできる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、亀岡警察署長において行う。

第7章 帰宅困難者対策

亀岡市は、突発的鉄道事故で帰宅困難となる旅行者や通勤・通学者の一斉帰宅に伴う混乱を回避し、帰宅困難者自身の安全を確保するため、情報提供や一時滞在先の確保を行う。

第1 帰宅困難者への情報提供

亀岡市は、交通機関の復旧情報や道路の被災・復旧に関する情報等、帰宅が可能かどうかの判断が出来る情報を適宜提供する。

第2 一時滞在先の確保

帰宅困難者は、企業及び学校で施設内待機を行う他、亀岡市が開設する指定避難所等の一時滞在施設を利用し一斉帰宅による混乱を回避する。

- 1 企業等における従業員等の施設内待機
- 2 学校等における児童・生徒の施設内待機
- 3 指定避難所等における一時滞在

第8章 自衛隊派遣要請

突発的鉄道事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、震災編第2編第1章第4節「3 自衛隊に対する災害派遣要請」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

突発的鉄道事故の災害復旧計画は、震災編第3編によるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

鉄道事業者は、関係防災機関と協力、鉄道施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成して迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、亀岡市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

鉄道事業者は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

◆ 道路災害対策計画

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、道路における車両の衝突、火災等及びトンネル等道路施設の被災等大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「突発的道路事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、亀岡市、亀岡市地域防災計画一般計画・災害予防計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章第2節に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）、関係団体並びに事故原因者等が緊密な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めない事項については、亀岡市地域防災計画に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を行う。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的道路事故に関し関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章第2節に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 亀 岡 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 亀岡市医師会に対する活動要請

2 京都中部広域消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動

3 京 都 府

- (1) 的確な情報の収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
- (7) 事故発生時の道路通行禁止、制限及び道路交通の確保
- (8) 京都府管理道路施設の二次災害の防止及び復旧

4 亀岡警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 関係防災機関と連携した二次災害の防止
- (6) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (7) 遺体の検視及び身元の確認
- (8) 行方不明者の捜索
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

5 近畿地方整備局京都国道事務所

- (1) 道路パトロールカー等による事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 事故発生時の道路通行禁止、制限及び道路交通の確保
- (4) 直轄道路施設の二次災害の防止及び復旧

6 西日本高速道路株式会社関西支社亀岡高速道路事務所

- (1) 道路パトロールカー等による事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 京都縦貫自動車道における事故発生時の道路通行禁止、制限及び道路交通の確保
- (4) 京都縦貫自動車道の二次災害の防止及び復旧

第4章 事故原因者等の責務

突発的的道路事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は次のとおりとする。

- 1 消防、警察等関係機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び亀岡市との連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 乗員等の捜索・救助活動
- 5 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見無人、遺族の受入れ及び整理並びに問合せへの対応
- 8 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 9 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

亀岡市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、突発的道路事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行えるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、亀岡市は、一般編第2編第2章第18節「受援計画」及び亀岡市地域防災計画震災対策計画編（以下「震災編」という。）第2編第1章第4節「応援の要請・受入れ」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

亀岡市、京都府、近畿地方整備局京都国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関は、突発的道路事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、道路施設及び通行車両の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。
(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

亀岡市、京都府、近畿地方整備局京都国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関は、一般編第2編第2章第2節「情報収集伝達体制の整備」に基づき、突発的道路事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 亀岡市、京都府、近畿地方整備局京都国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集整理に努めるものとする。
- 2 道路管理者は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析するものとする。

第4 気象情報の伝達

京都地方気象台は、亀岡市地域防災計画風水害等対策計画編第2編第1章第1節「気象予警報等の収集・伝達」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。
また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第2編第2章第4節「消防・救助・救急体制の整備」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、救助工作車、救急車等の車両及び応急処置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

亀岡市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

京都中部広域消防組合は亀岡市、京都府、近畿地方整備局京都国道事務所等の道路管理者と、平

常時から機関相互間の連携強化を図るとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

第4 危険物流出防除体制の整備

亀岡市、京都府、近畿地方整備局京都国道事務所等の道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 亀岡警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、亀岡警察署、近畿地方整備局京都国道事務所等は、平常時から機関相互間の連携強化を図る。
- 3 亀岡警察署は、発災後において、交通規制箇所及び緊急交通路を通行する際の手続き等について周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 1 亀岡市、大規模収容施設管理者等は、突発的道路事故現場周辺住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

第3章 道路管理者の措置

道路管理者は、突発的道路事故の発生に備え、一般編第2編第1章第1節「都市の防災基盤の強化」に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

1 気象情報の活用

京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

2 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

3 点検の実施

道路パトロールカー等により道路施設の現況把握、定期的な点検を踏まえ、再発防止対策を実施する。

4 防災訓練の充実

突発的道路事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための実践的な訓練を実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 道路施設の整備促進

主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策も含めた道路防災対策事業等により、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的・総合的に実施する。

6 各種資料の整備・保存

円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 亀岡市の活動体制

第1 責 務

亀岡市は、市内で突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、震災編第2編第1章第1節に準じて、亀岡市道路事故対策本部等を設置し、京都府、関係道路管理者、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

震災編第2編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 道路事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的道路事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、道路事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、亀岡市長は事故対策本部を設置する。（本部長：亀岡市長）

2 道路事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

道路事故警戒体制の組織及び要員については震災編第2編第1章第1節に定める災害警戒本部2号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める災害対策本部1号動員を基準とする。

第2節 道路管理者の活動体制

第1 責 務

突発的道路事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、亀岡市、国、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

- 1 突発的道路事故が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。
- 2 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、突発的道路事故の発生による道路交通の混乱を防止し、負傷者の搬送救急資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、京都府警察本部と連携して必要な交通規制を行う。
- 3 道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について、緊急点検を行う。
- 4 危険物の流出が認められた場合は、亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署等関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。
- 5 危険物の公共用水域への流出のおそれがある場合は、京都府南丹保健所及び京都府南丹土木事務所を通じて、淀川水質汚濁防止連絡協議会に通報し、関係機関が協力して対応する。

第3節 関係防災機関の活動体制

第1 責 務

関係防災機関は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、亀岡市、京都府等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

亀岡市、京都府、亀岡警察署、京都中部広域消防組合等防災機関は、110番通報、119番通報、道路管理者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとし、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、亀岡市は直接、消防庁に連絡する。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 道路管理者

- (1) 道路管理者は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに亀岡警察署、京都中部広域消防組合等防災機関に連絡する。
- (2) 道路管理者は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、関係防災機関に連絡する。

3 亀 岡 市

亀岡市は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

4 京都中部広域消防組合

京都中部広域消防組合は、消防庁が定める火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）に基づき、「即報基準」に該当する道路災害が発生した場合は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く京都府知事に報告するものとする。

なお、トンネル内車両火災が発生した場合は、直接即報基準に該当することから、第1報を消防庁に対しても報告するものとする。

5 京 都 府

- (1) 京都府は、道路管理者から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。
- (2) 京都府は、亀岡市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

(3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのテレビ会議システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

6 亀岡警察署

警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い、亀岡市、京都府等関係防災機関に連絡する。

第2 通信手段の確保

1 突発的道路事故発生時の通信連絡

亀岡市、京都府、近畿地方整備局京都国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、亀岡市防災行政無線、電話、無線通信等により速やかに行う。

要配慮者へ伝達を必要とする場合は、手話通訳士の派遣や緊急通報ファックス等の活用を図る。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 亀岡市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 交通規制の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、文字放送等を利用すること。
- 3 インターネット（市ホームページ・防災情報かめおかメール等）を利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 道路管理者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、突発的道路事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、

相談窓口を設置するなど、それぞれの担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助・救急、医療及び消火活動

消火、救助・救出活動は、震災編第2編第1章第5節によるほか、次に定めるところにより、医療救護活動については、震災編第2編第1章第6節によるほか、次に定めるところによる。

第1 救助活動

亀岡市、京都府、近畿地方整備局京都国道事務所等の道路管理者及び京都中部広域消防組合、亀岡警察署は突発的道路事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

亀岡市、京都府、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、110番通報、119番通報及び道路管理者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 道路管理者の救助活動

道路管理者は、事故発生直後における適切な処置を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。

3 応援要請

亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、突発的道路事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予測される場合は、京都府、他市町村、高速自動車道消防協議会等に応援要請する。

第2 救急活動

亀岡市及び京都中部広域消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、京都中部広域消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、亀岡市、京都中部広域消防組合及び京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

亀岡市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、亀岡市医師会等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、京都中部広域消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

負傷者が手話通訳、要約筆記等の伝達手段を必要とする場合は、関係機関の支援を得て対応する。

第3 消火活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、道路災害に伴う火災を知ったときは、速やかに火災の状況を把握し迅速に消火活動を行うとともに、道路管理者は迅速かつ的確に初期消火活動に協力する。

第5章 避難対策

突発的道路事故発生時の亀岡市等関係防災機関が行う避難指示等については、震災編第2編第1章第7節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

亀岡市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

亀岡市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

突発的的道路事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、震災編第2編第1章第11節によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、亀岡警察署及び道路管理者は、相互に緊密な連絡を取り交通規制を行い、直ちに亀岡市道路事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会及び亀岡警察署長は、突発的的道路事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行えるようにするため緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することのできる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。
- 2 道路管理者は、道路の破壊欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、亀岡警察署において行う。

第7章 帰宅困難者対策

亀岡市は、突発的的道路事故で帰宅困難となる旅行者や通勤・通学者の一斉帰宅に伴う混乱を回避し、帰宅困難者自身の安全を確保するため、情報提供や一時滞在先の確保を行う。

第1 帰宅困難者への情報提供

亀岡市は、交通機関の復旧情報や道路の被災・復旧に関する情報等、帰宅が可能かどうかの判断が出来る情報を適宜提供する。

第2 一時滞在先の確保

帰宅困難者は、企業及び学校で施設内待機を行う他、亀岡市が開設する指定避難所等の一時滞在施設を利用し一斉帰宅による混乱を回避する。

- 1 企業等における従業員等の施設内待機
- 2 学校等における児童・生徒の施設内待機
- 3 指定避難所等における一時滞在

第8章 自衛隊派遣要請

突発的道路事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、震災編第2編第1章第4節「3 自衛隊に対する災害派遣要請」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

突発的道路事故の災害復旧計画は、震災編第3編によるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

道路管理者は、関係防災機関と協力、道路施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成して迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、亀岡市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

道路管理者は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

◆ 危険物等災害対策計画

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩・流出の発生、原子力発電施設以外からの放射線障害の発生等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「危険物等事故」という。）に救助・救急活動、医療活動、消火活動及び避難収容活動を実施するため、亀岡市、亀岡市地域防災計画一般対策・災害予防計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章第2節に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）及び関係団体並びに事故原因者が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めない事項については、亀岡市地域防災計画に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を行う。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

危険物等事故に関し関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章第2節に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 亀 岡 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 危険物等に対する規制
- (9) 亀岡市医師会に対する活動要請

2 京都中部広域消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 危険物等に対する規制

3 京 都 府

- (1) 的確な情報の収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動

- (6) 日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
- (7) 危険物等に関する指導取締

4 亀岡警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (6) 遺体の検視及び身元の確認
- (7) 行方不明者の捜索
- (8) 危険物等に関する指導取締
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

5 中部近畿産業保安監督部（近畿支部）

- (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
- (2) 高圧ガス、都市ガス、火薬類に関する指導取締

第4章 事故原因事業者等の責務

危険物等事故の原因事業者の主要な責務は次のとおりとする。

- 1 亀岡市、京都府、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び亀岡市との連絡・協議
- 2 現地、事業所等における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 現地における救助・医療その他の応急措置
- 5 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 6 見舞人、遺族の受入れ及び整理並びに問合せへの対応
- 7 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 8 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

亀岡市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、危険物等事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行えるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、亀岡市は、一般編第2編第2章第18節「受援計画」及び亀岡市地域防災計画震災対策計画編（以下「震災編」という。）第2編第1章第4節「応援の要請・受入れ」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

危険物等の貯蔵・取扱を行う事業者（以下「事業者」という。）、亀岡市、京都府等関係防災機関は、危険物等事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、付近施設及び通行車両の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり）

第2 情報通信手段の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第2章第2節「情報収集伝達体制の整備」に基づき、危険物等事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 亀岡市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努めるものとする。
- 2 亀岡市、京都府等関係防災機関は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析・整理するものとする。

第4 気象情報の伝達

京都地方気象台は、亀岡市地域防災計画風水害等対策計画編第2編第1章第1節「気象予警報等の収集・伝達」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

事業者及び亀岡市、京都府等関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携

関係防災機関相互の連携については、一般編第2編第2章第4節「消防・救助・救急体制の整備」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、救助工作車、救急車等の車両及び応急処置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

亀岡市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

また、京都中部広域消防組合及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の整備促進に努める。

第4 危険物流出防備体制の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 亀岡警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、亀岡警察署、近畿地方整備局京都国道事務所等は、平常時から機関相互間の連携強化を図る。
- 3 亀岡警察署は、発災後において、交通規制箇所及び緊急交通路を通行する際の手続き等について周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 1 亀岡市、大規模収容施設管理者等は、危険物等事故現場周辺住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

第3章 危険物等保安措置

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び原子力発電施設以外からの放射線物質対策については、一般編第2編第1章第5節「危険物等災害予防対策の推進」に定めるところによるほか、事業者及び亀岡市、国、京都府等関係防災機関は次の措置を講ずるものとする。

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

- 1 事業者は、関係法令で定める技術基準、自主保安規程等を遵守するとともに、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を促進する。
- 2 亀岡市、国、京都府等関係防災機関は、その所管する業務に従い、危険物等関係施設に対する立入検査の実施により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

また、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

第2 施設、設備の応急復旧活動

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

第3 防災業務関係者の安全確保

亀岡市、国、京都府等関係防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

第4 防災訓練の実施

危険物等事故を想定して、防災体制の強化を図るため、亀岡市、京都中部広域消防組合、自衛防災組織、亀岡警察署等関係防災機関が一体となり、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第5 各種資料の整備・保存

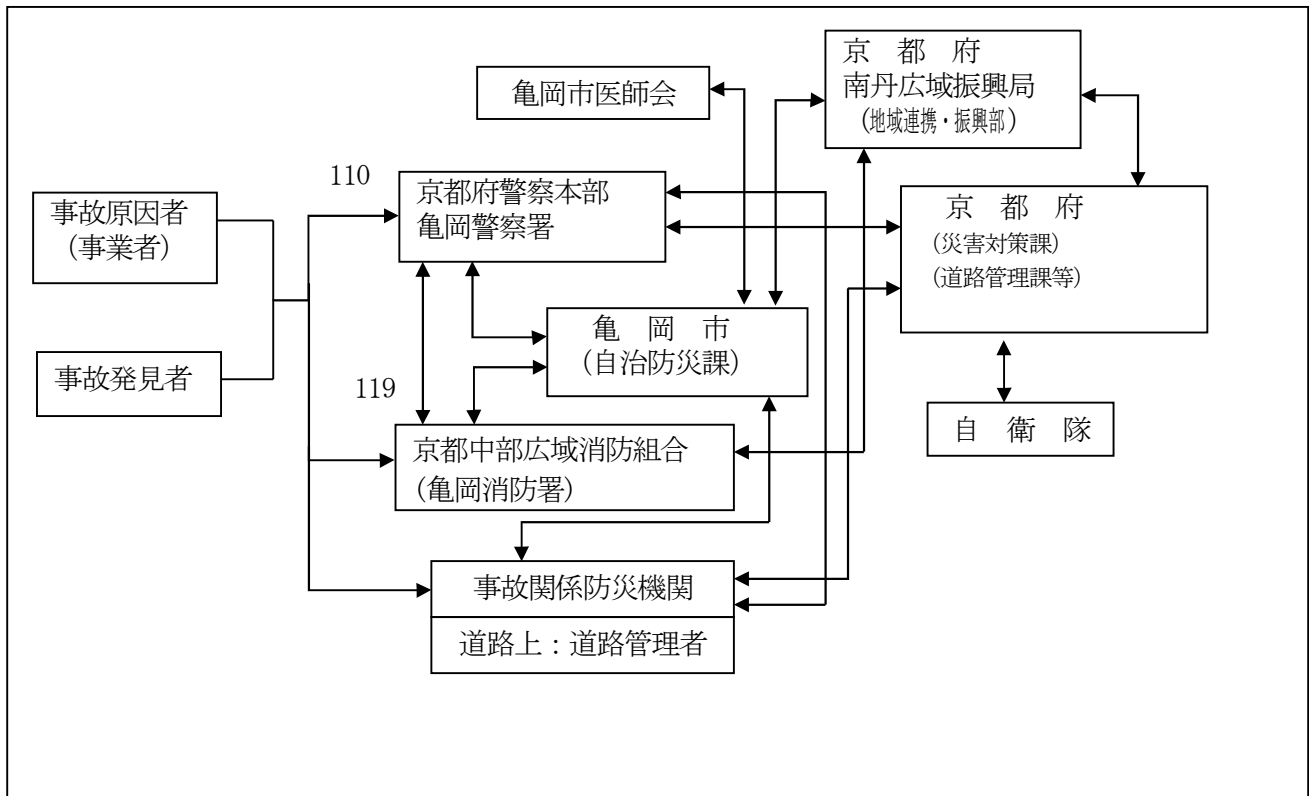
事業者等は、円滑な事故復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備するよう努める。

第6 防災知識の普及啓発

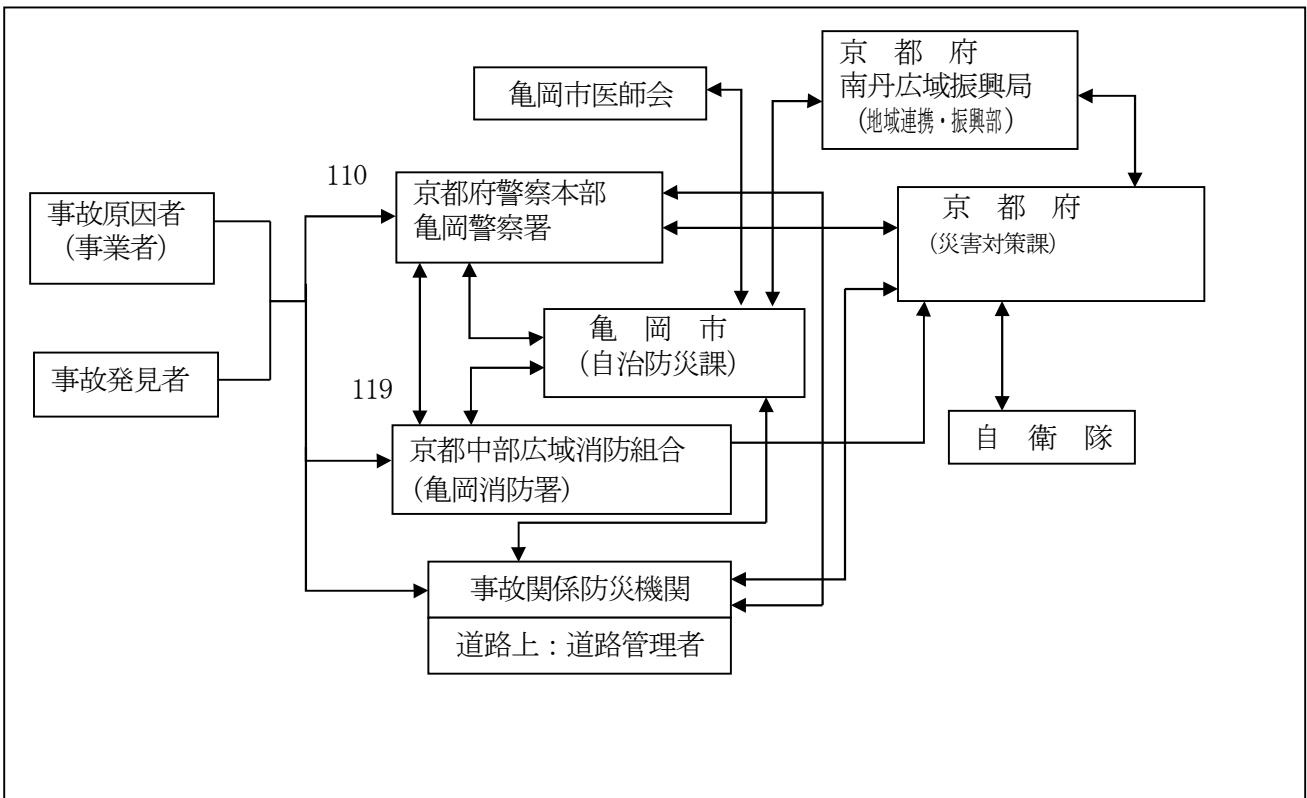
亀岡市、国、京都府等関係防災機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、事業者、住民等に対し、その危険性を周知するとともに、事故発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

情報連絡系統図

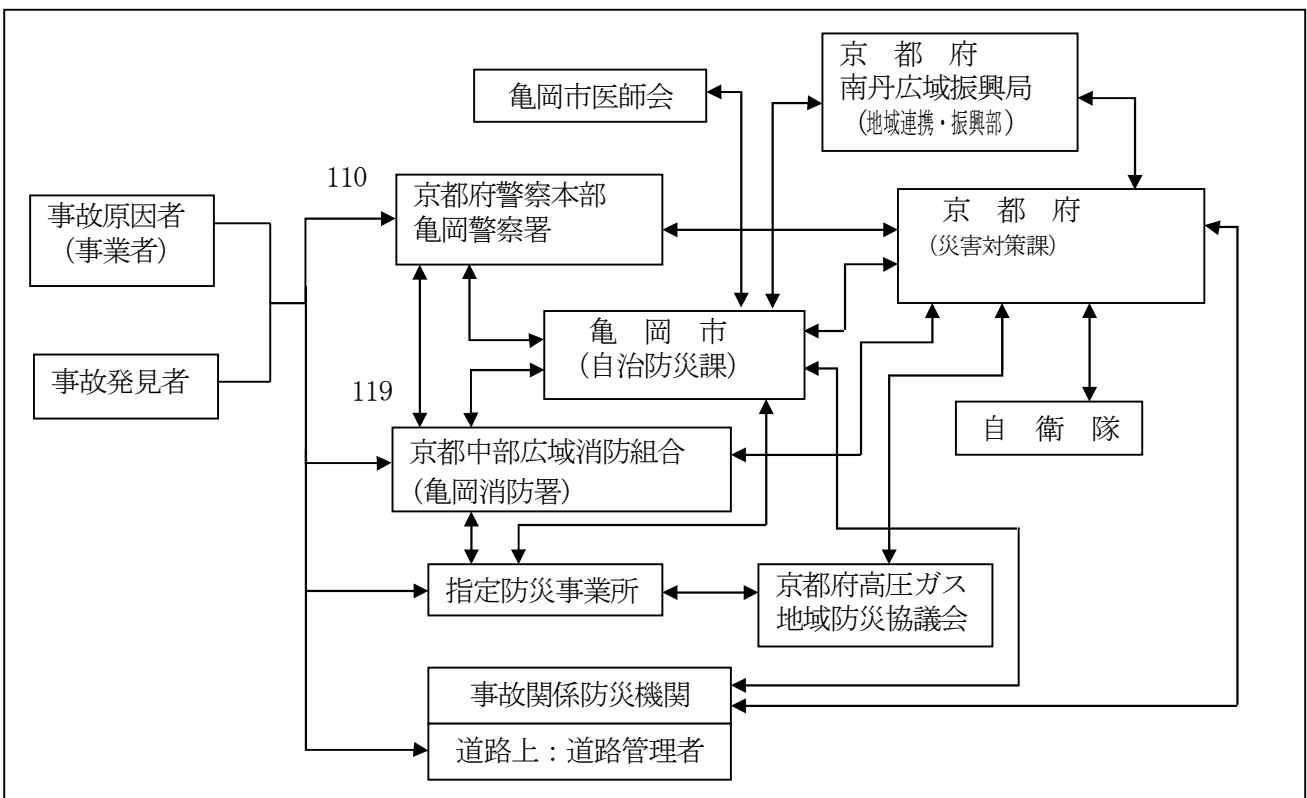
(1) 危険物事故



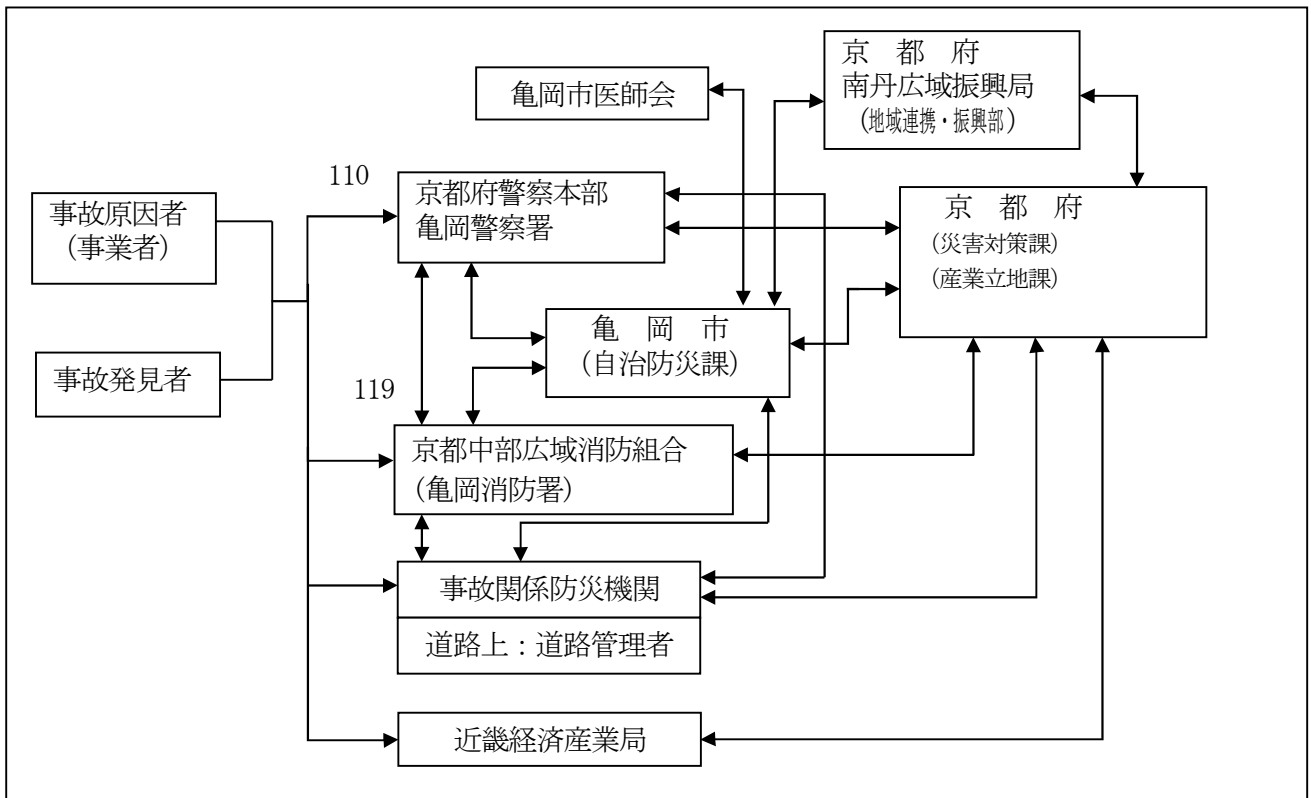
(2) 火薬類事故



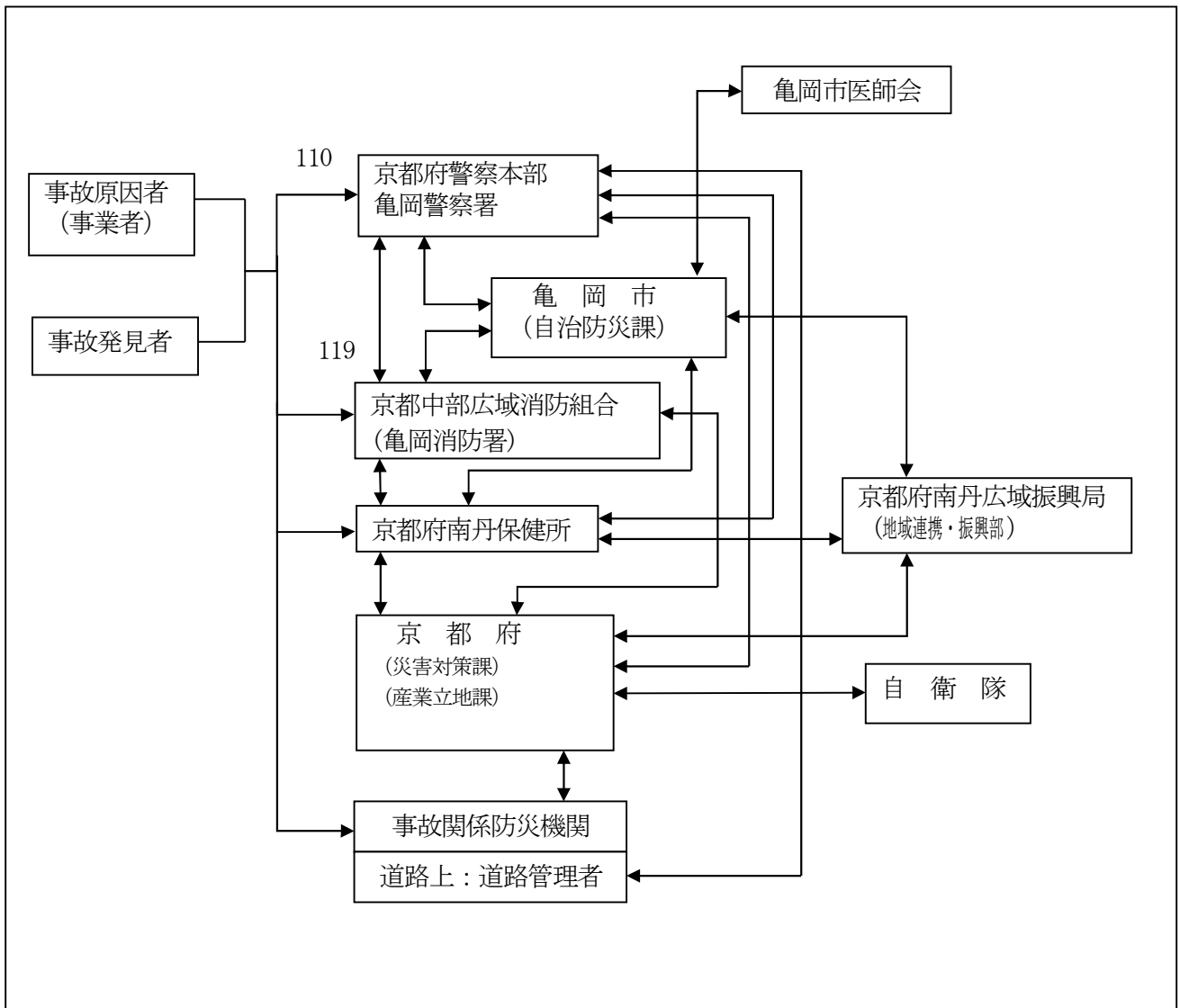
(3) 高圧ガス事故



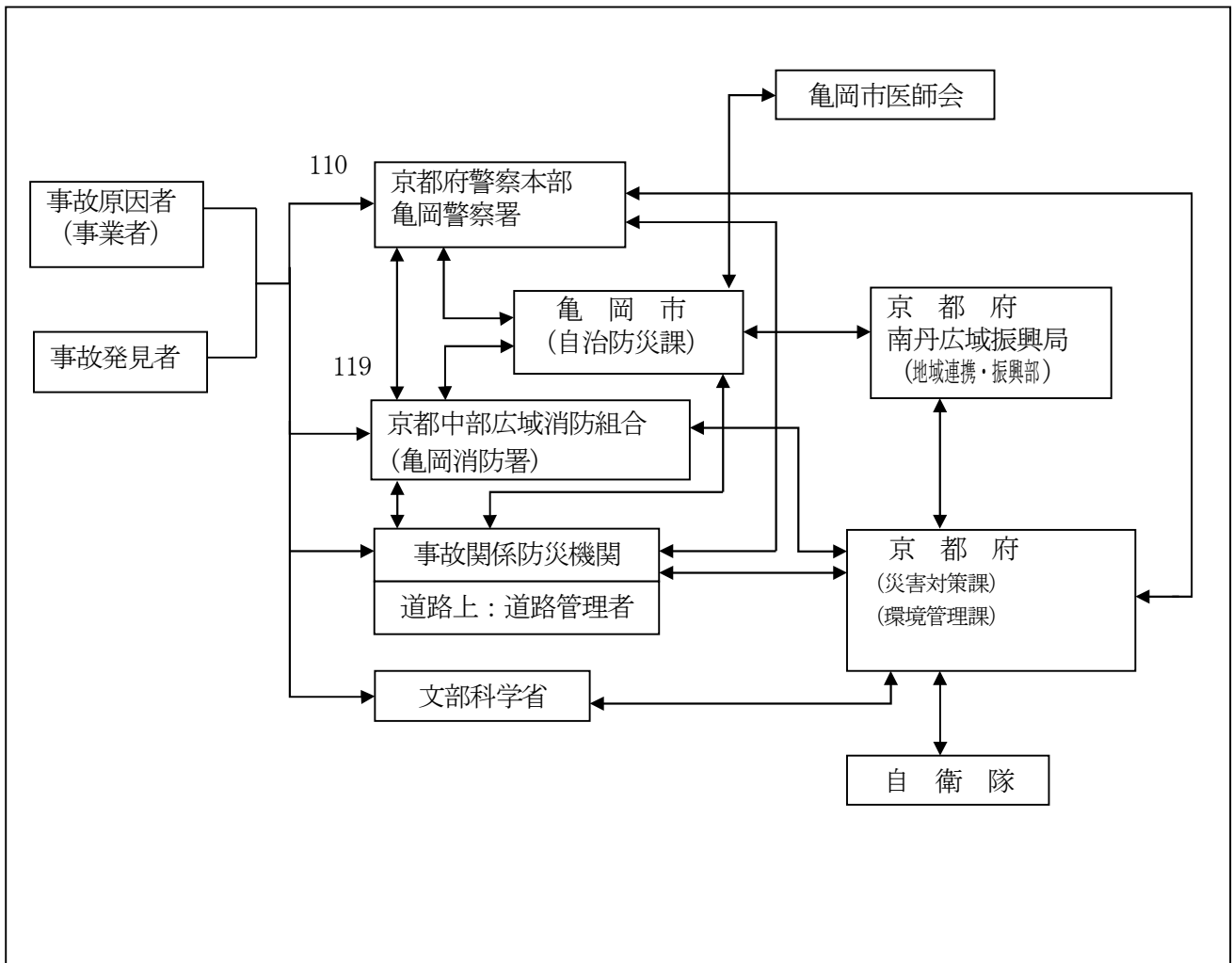
(4) 都市ガス事故



(5) 毒物・劇物事故



(6) 原子力発電施設以外の放射線障害



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 亀岡市の活動体制

第1 責 務

亀岡市は、市内で危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、震災編第2編第1章第1節に準じて、亀岡市危険物等事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

震災編第2編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 危険物等事故警戒体制及び事故対策本部の設置

危険物等事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、危険物等事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、亀岡市長は事故対策本部を設置する。（本部長：亀岡市長）

2 危険物等事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

危険物等事故警戒体制の組織及び要員については震災編第2編第1章第1節に定める災害警戒本部2号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める災害対策本部1号動員を基準とする。

第2節 関係防災機関の活動体制

第1 責 務

関係防災機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、亀岡市、京都府等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

亀岡市、京都府、亀岡警察署、京都中部広域消防組合等関係防災機関は、110番通報、119番通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 事故原因者等

事故原因者（事業者）及び事故発見者は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 亀岡市

亀岡市は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

3 京都中部広域消防組合

京都中部広域消防組合は、消防庁が定める火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）に基づき、即報基準に該当する危険物等災害が発生した場合は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く京都府知事に報告するものとする。

なお、下記に示す危険物等事故が発生し、被害が発生した場合は、第一報を消防庁に対しても、報告するものとする。

（1）危険物等に係る事故

ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬類等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの

イ 危険物等を貯蔵し又は取扱う施設からの危険物の漏えい事故で、次に該当するもの

① 河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの

② 大規模タンクからの危険物等の漏えい等

（2）市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

4 京都府

（1）京都府は、事業者、亀岡市、亀岡警察署等関係防災機関から受けた情報を国の危険物等取扱規制担当機関へ連絡するとともに、国の危険物等取扱規制担当機関から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。

（2）京都府は、亀岡市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

（3）京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのテレビ会議システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

5 亀岡警察署

警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い亀岡市、京都府等関係防災機関に連絡する。

6 国

国の危険物等取扱規制担当機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、その所管する業務に従い、入手した情報を京都府に連絡する。

なお、国の危険物等取扱規制担当機関は、次のとおりとする。

ア 危険物……消防庁

イ 高圧ガス、都市ガス、火薬類……近畿経済産業局

ウ 毒物・劇物……厚生労働省

エ 原子力発電施設以外の放射線障害……文部科学省

第2 通信手段の確保

1 危険物事故発生時の通信連絡

亀岡市、京都府関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、亀岡市防災行政無線、電話、無線通信等により速やかに行う。

要配慮者へ伝達を必要とする場合は、手話通訳士の派遣や緊急通報ファックス等の活用を図る。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 危険物等事故の拡大防止活動

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物及び原子力発電施設以外からの放射線障害に係る事故については、震災編第2編第1章第8節「二次災害の防止」に定めるところにより、また、都市ガス等に係る事故については、同編第1章第12節「ライフラインの緊急対応」に定めるところにより、危険物等の種類に応じた事故の拡大防止活動を実施するほか、事業者及び亀岡市、京都府等関係防災機関は次の措置を講ずるものとする。

第1 事業者の設置

事業者は、危険物等事故発生時に的確な応急点検及び応急措置を講ずる。

第2 亀岡市、京都府等関係防災機関の措置

亀岡市、京都府等関係防災機関は、その所管する業務に従い、危険物等の流出・拡散防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 亀岡市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、文字放送等を利用すること。
- 3 インターネット（市ホームページ・防災情報かめおかメール等）を利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 事故原因者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、危険物等事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれの担当者を明らかにして対応する。

第5章 救助・救急、医療及び消火活動

救助・救出活動は、震災編第2編第1章第5節によるほか、次に定めるところにより、医療救護活動については、震災編第2編第1章第6節によるほか、次に定めるところによる。

第1 救助活動

亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、危険物等事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に捜索、救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

亀岡市、京都府、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、110番通報、119番通報及び事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 応援要請

亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、危険物等事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予測される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

亀岡市及び京都中部広域消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、京都中部広域消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、亀岡市、京都中部広域消防組合及び京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

亀岡市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、亀岡市医師会等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、京都中部広域消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

負傷者が手話通訳、要約筆記等の伝達手段を必要とする場合は、関係機関の支援を得て対応する。

第3 消火活動

亀岡市、京都中部広域消防組合、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第6章 避難対策

危険物等事故発生時の亀岡市等関係防災機関が行う避難勧告等については、震災編第2編第1章第7節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

亀岡市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

亀岡市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7章 交通及び輸送対策

危険物等事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、震災編第2編第1章第11節によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、亀岡警察署及び道路管理者は、相互に緊密な連絡を取り交通規制を行い、直ちに亀岡市危険物等事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会及び亀岡警察署長は、危険物等事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行えるようにするため緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することのできる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。
- 2 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、亀岡警察署において行う。

第8章 環境保全計画

第1 方針

危険物等事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、市民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2 環境影響の応急及び拡大防止措置

1 亀岡市の施策

- (1) 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通知する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- (3) その他、京都府の行う施策に協力する。

2 京都府の施策

京都府は、亀岡市が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。

- (1) 関係防災機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、亀岡市へ依頼又は指示する。
- (3) 環境影響調査（大気、水質、動植物等）を実施する。

第9章 自衛隊派遣要請

危険物等事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、震災編第2編第1章第4節「3 自衛隊に対する災害派遣要請」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

危険物等事故の災害復旧計画は、震災編第3編によるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

関係防災機関は、被災した施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、亀岡市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

◆ 大規模火災対策計画

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、木造建築物が密集した地域において大規模火災が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「大規模火災」という。）に、消火活動、捜索活動、救助・救急活動、医療活動を実施するため、亀岡市、亀岡市地域防災計画一般対策・災害予防計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章第2節に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が密接に連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めない事項については、亀岡市地域防災計画に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を行う。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模火災に関し、関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章第2節に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 亀 岡 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 亀岡市医師会に対する活動要請

2 京都中部広域消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 火災拡大防止のための消火その他消防活動

3 京 都 府

- (1) 的確な情報の収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

4 亀岡警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化

- (2) 負傷者の救出、救護
- (3) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 災害現場及びその周辺の警戒警備
- (6) 遺体の検視及び身元の確認
- (7) 行方不明者の捜索
- (8) その他事故災害に必要な警察活動

第4章 広域的な活動体制

亀岡市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、大規模火災発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行えるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、亀岡市は、一般編第2編第2章第18節「受援計画」及び亀岡市地域防災計画震災対策計画編（以下「震災編」という。）第2編第1章第4節「応援の要請・受入れ」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、大規模火災が発生した場合に、被害の拡大等の防止を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。

(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、一般編総則・災害予防計画第2編第2章第2節「情報収集伝達体制の整備」に基づき、大規模火災が発生した場合の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 亀岡市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の分析及び整理に努める。
- 2 亀岡市、京都府等関係防災機関は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析・整理するものとする。

第4 気象情報の伝達

京都地方気象台は、亀岡市地域防災計画風水害等対策計画編第2編第1章第1節「気象予警報等の収集・伝達」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

亀岡市長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。

亀岡市長は、火災警報を発表したときは、大規模火災予防上必要な措置をとらなければならない。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携

関係防災機関相互の連携については、一般編第2編第2章第4節「消防・救助・救急体制の整備」に基づき、広域応援体制の充実に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、救助工作車、救急車等の車両及び応急処置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

亀岡市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

第4 施設・設備の整備

亀岡市、京都府、関係防災機関等は、大規模火災が発生した場合に、的確な防除活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備の整備及び電源確保に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 亀岡警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、大規模火災が発生した場合の道路交通管理体制の整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、亀岡警察署等は、平常時から機関相互間の連携強化を図る。
- 3 亀岡警察署は、発災後において、交通規制箇所及び緊急交通路を通行する際の手続き等について周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 1 亀岡市、大規模収容施設管理者等は、大規模火災周辺住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

第7 防災知識の普及啓発

亀岡市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第2章第3節に定めるところにより、市民に対する指導、普及啓発等を行う。

第3章 亀岡市、京都中部広域消防組合の措置

亀岡市、京都中部広域消防組合及び京都府等関係防災機関は、一般編第2編第2章第4節「消防・救助・救急体制の整備」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 火災予防対策

1 出火防災対策

各地域の具体的な火災危険性を周知して地域住民の理解を深めるとともに、重点的に住宅防火指導を実施することにより、住宅における防火意識の啓発強化に努める。

2 早期覚知対策

住宅における火災の早期覚知対策として、住宅用火災警報器の設置・点検・交換を重点的に周知徹底するとともに、連動型住宅用火災警報器を推奨するなど、各世帯が適切な機器を選択しつつ交換を促進できるよう指導する。

3 初期消火対策

初期消火の重要性を周知し、付近住民及び在勤者を対象としたまちぐるみの初期消火訓練等を定期的にも実施するよう指導する。

第2 消防水利

防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等を消防水利として活用することにより、その適正配置に努める。

また、耐震性の強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等整備促進を図る。

第3 空中消火

関係機関の協力により大規模火災において迅速なヘリコプターによる空中消火が可能な体制を整える。

第4 資機材整備

必要なポンプ車や可搬式消火資機材等の消防用機器・資機材を整備するとともに、河川等の自然水利からの遠距離大量送水のためのスーパーポンパー等の整備を促進する。

第5 住民行動の確保

平常時から大規模火災発生に留意し、消防機関と連携した延焼防止・飛び火警戒、要配慮者の避難誘導など、的確な住民行動を確保するものとする。

第4章 関係機関の措置

関係機関は、大規模火災の発生に備え、自発的に予防対策を行うよう努めるとともに、次の措置を講じるものとする。

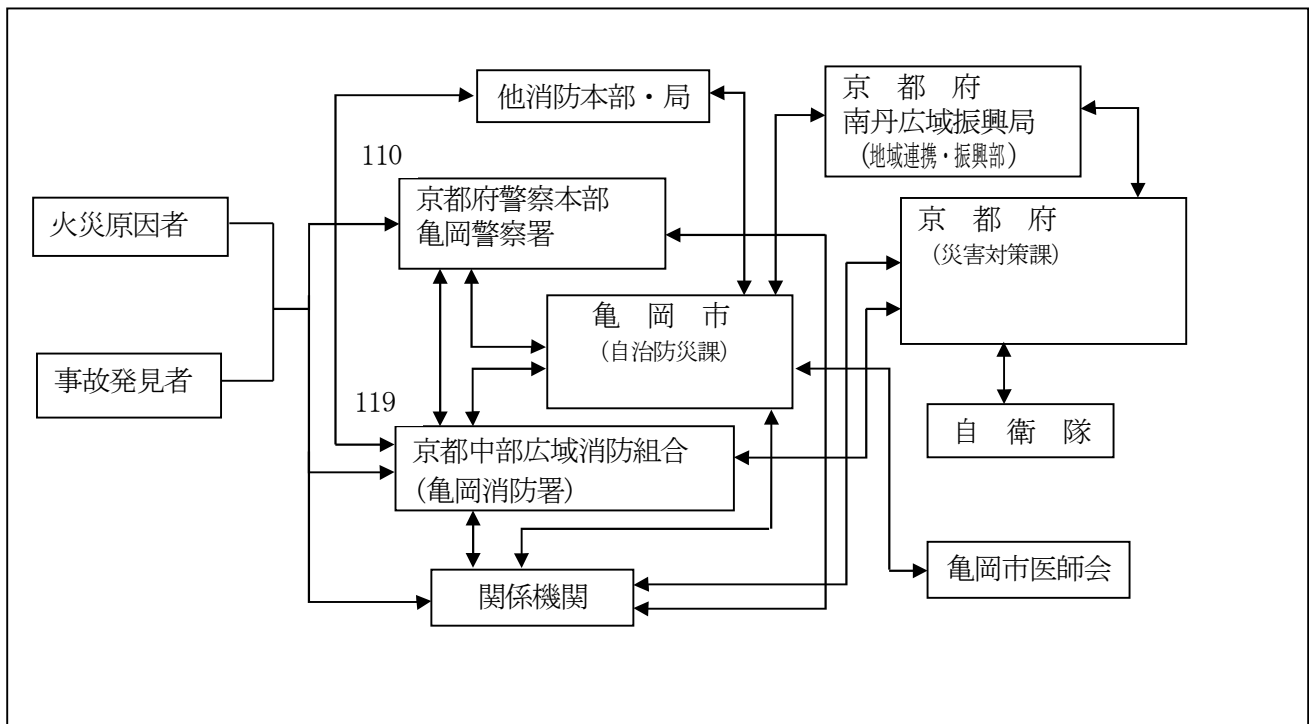
第1 気象情報

大規模火災の発生は、強風等の気象条件が極めて大きな要素となるので、気象予警報等を的確に把握し、予防に万全を期するものとする。

第2 応援体制

火災の状況により隣接消防本部等が応援要請を待たずに出動すること、都道府県や代表消防本部が応援調整することなど、応援体制の見直しを行う。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 亀岡市の活動体制

第1 責 務

亀岡市は、市域において大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、震災編第2編第1章第1節に準じて、亀岡市大規模火災対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

震災編第2編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 大規模火災警戒体制及び大規模火災対策本部の設置

大規模火災が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、大規模火災警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、亀岡市長は大規模火災対策本部を設置する。（本部長：亀岡市長）

2 大規模火災警戒体制の組織及び要員、大規模火災対策本部の組織及び要員

大規模火災警戒体制の組織及び要員については震災編第2編第1章第1節に定める災害警戒本部2号配備を基準とし、大規模火災対策本部の組織及び要員は同節に定める災害対策本部1号動員を基準とする。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

亀岡市、京都府、亀岡警察署、京都中部広域消防組合等関係防災機関は、110番通報、119番通報等により、被害状況を早期に把握し、消防活動体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 火災原因者等

火災原因者及び火災発見者は、火災を発見した場合は、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 亀 岡 市

亀岡市は、市域において大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

3 京 都 府

(1) 京都府は、大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、亀岡市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

- (2) 京都府は、早期に大規模火災に係る被害状況を把握するため、亀岡市等関係防災機関からの情報収集に努める。
- (3) 京都府は、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接府県等関係機関に提供する。
- (4) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのテレビ会議システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

第2 通信手段の確保

1 大規模火災発生時の通信連絡

亀岡市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の火災応急対策に必要な指示、命令等は、亀岡市防災行政無線、電話、無線通信等により速やかに行う。

要配慮者へ伝達を必要とする場合は、手話通訳士の派遣や緊急通報ファックス等の活用を図る。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 亀岡市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 火災の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、火災の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、文字放送等を利用すること。
- 3 インターネット（市ホームページ・防災情報かめおかメール等）を利用すること。

第4 広聴活動の実施

亀岡市、京都府等関係防災機関は、大規模火災に関する、被災地住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなど、それぞれの担当者を明らかにして対応する。

第4章 消火活動

亀岡市、京都中部広域消防組合、京都府等関係防災機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消火活動については、震災編第2編第1章第5節によるほか、次に定めるところにより迅速に消火活動を行うものとする。

第1 消火活動

1 地上消火活動

大規模火災の消火活動は、火災の規模、火勢の状況を判断し、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分把握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し、延焼のおそれなくなった地域においても、風などの影響により、焼損箇所から再燃する危険性が大きい場合、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

2 空中消火活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、必要があれば関係機関等の協力を得て、ヘリコプターや空中消火用資機材を用いて地上消火活動とあわせ、効率的な消火活動を行う。

第2 京都府広域消防相互応援協定

亀岡市及び京都中部広域消防組合の全力をあげても大規模火災への対応が困難な場合には、京都府広域消防相互応援協定に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防除及び被害の軽減を図る。

第5章 救助・救急活動

救助・救出活動は、震災編第2編第1章第5節によるほか、次に定めるところにより、医療救護活動については、震災編第2編第1章第6節の定めるところによる。

第1 救助活動

亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、大規模火災に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

亀岡市、京都府、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、110番通報、119番通報等により被害状況を早期に把握し、救助や立入規制等の体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 応援要請

亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、大規模火災の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予測される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

亀岡市及び京都中部広域消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、京都中部広域消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、亀岡市、京都中部広域消防組合及び京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

亀岡市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、亀岡市医師会等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、京都中部広域消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

負傷者が手話通訳、要約筆記等の伝達手段を必要とする場合は、関係機関の支援を得て対応する。

第6章 避難対策

大規模火災発生時の亀岡市等関係防災機関が行う避難指示等については、震災編第2編第1章第7節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

亀岡市、大規模収容施設管理者等は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

亀岡市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7章 交通及び輸送対策

大規模火災発生時における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、震災編第2編第1章第11節によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、亀岡警察署及び道路管理者は、相互に緊密な連絡を取り交通規制を行い、直ちに亀岡市大規模火災対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会及び亀岡警察署長は、大規模火災が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行えるようにするため緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することのできる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。
- 2 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、亀岡警察署において行う。

第8章 自衛隊派遣要請

大規模火災が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、震災編第2編第1章第4節「3 自衛隊に対する災害派遣要請」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

大規模火災の災害復旧計画は、震災編第3編によるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

亀岡市は、関係防災機関と協力、道路施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成して迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、亀岡市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

亀岡市等関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

◆ 林野火災対策計画

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、森林、原野及び牧野における火災が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「林野火災」という。）に、消火活動、捜索活動、救助・救急活動、医療活動を実施するため、亀岡市、亀岡市地域防災計画一般対策・災害予防計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章第2節に規定する防災機関、この計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）及び森林管理者が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めない事項については、亀岡市地域防災計画に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を行う。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

林野火災に関し、関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章第2節に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 亀 岡 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 亀岡市医師会に対する活動要請

2 京都中部広域消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 火災拡大防止のための消火その他消防活動

3 京 都 府

- (1) 的確な情報の収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

4 亀岡警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化

- (2) 負傷者の救出、救護
- (3) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 災害現場及びその周辺の警戒警備
- (6) 遺体の検視及び身元の確認
- (7) 行方不明者の捜索
- (8) その他事故災害に必要な警察活動

第4章 広域的な活動体制

亀岡市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、林野火災発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行えるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、亀岡市は、一般編第2編第2章第18節「受援計画」及び亀岡市地域防災計画震災対策計画編（以下「震災編」という。）第2編第1章第4節「応援の要請・受入れ」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互 応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、林野火災が発生した場合に、被害の拡大等の防止を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。

(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、一般編総則・災害予防計画第2編第2章第2節「情報収集伝達体制の整備」に基づき、林野火災が発生した場合の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 亀岡市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の分析及び整理に努める。
- 2 亀岡市、京都府等関係防災機関は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析・整理するものとする。

第4 気象情報の伝達

京都地方気象台は、亀岡市地域防災計画風水害等対策計画編第2編第1章第1節「気象予警報等の収集・伝達」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

亀岡市長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。

亀岡市長は、火災警報を発表したときは、林野火災予防上必要な措置をとらなければならない。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携

関係防災機関相互の連携については、一般編第2編第2章第4節「消防・救助・救急体制の整備」に基づき、広域応援体制の充実に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、救助工作車、救急車等の車両及び応急処置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

亀岡市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

第4 施設・設備の整備

亀岡市、京都府、関係防災機関等は、林野火災が発生した場合に、的確な防御活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備の整備及び電源確保に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 亀岡警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、林野火災が発生した場合の道路交通管理体制の整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、亀岡警察署等は、平常時から機関相互間の連携強化を図る。
- 3 亀岡警察署は、発災後において、交通規制箇所及び緊急交通路を通行する際の手続き等について周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 1 亀岡市、大規模収容施設管理者等は、林野火災事故周辺住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

第7 防災知識の普及啓発

亀岡市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第2章第3節に定めるところによるほか、入山者、林内作業者等に対する指導、普及啓発、監視等を行う。

第3章 亀岡市、京都中部広域消防組合の措置

亀岡市、京都中部広域消防組合及び京都府等関係防災機関は、一般編第2編第2章第4節「消防・救助・救急体制の整備」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 消防水利

防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等を消防水利として活用することにより、その適正配置に努める。

また、耐震性の強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等整備促進を図る。

第2 空中消火

関係機関の協力により林野火災において迅速なヘリコプターによる空中消火が可能な体制を整える。

第3 資機材整備

林野火災用工作機器、可搬式消火資機材等の消防用機器・資機材の整備を促進する。

建物関係の防御対策と異なり、森林管理者等を含めた部隊の編成、出動、防御及び必要資機材等の運搬補給についての対策を図る。

第4 防火知識の普及啓発

1 入山者に対する措置

周辺市民、登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するための措置をとるものとする。

2 普及啓発活動

標識板、立て看板の設置や簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及啓発と初期消火に対応す

るための設備の配備を促進する。

なお、市民への普及啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど、十分留意する。

第4章 関係機関の措置

関係機関は、林野火災の発生に備え、自発的に予防対策を行うよう努めるとともに、次の措置を講じるものとする。

第1 気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、気象予警報等を的確に把握し、予防に万全を期するものとする。

第2 巡回監視

林野火災発生の危険の大きい期間、入山者の多い地域、開発行為の多い地域を重点的に森林保全推進員を活用し、指導、啓発、監視等を行い、林野火災の予防と乱開発の防止に努めるものとする。

第3 入山者、林内作業者に対する措置

林野火災の原因は、タバコ、たき火等入山者の不注意によるもの又は火入れ等林内作業によるものが主因であることから、この予防を図るため次のとおり措置を行うものとする。

1 入山者等に対する措置

登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため次のような措置をとるものとする。

- (1) 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。
- (2) みだりに火を炊くものに対する警告、取り締りを行う。
- (3) 観光関係者による防火思想の普及啓発を図る。

2 林内作業者に対する措置

林内において事業を営むものは次の体制をとるものとする。

- (1) 林内作業者は、火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置すること。
- (2) 事業箇所には火気責任者の指定する喫煙所並びに焚火箇所を設け標識及び消火設備を完備する。
- (3) 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め関係機関との連絡の万全を図ること。

3 火入れ作業等に対する措置

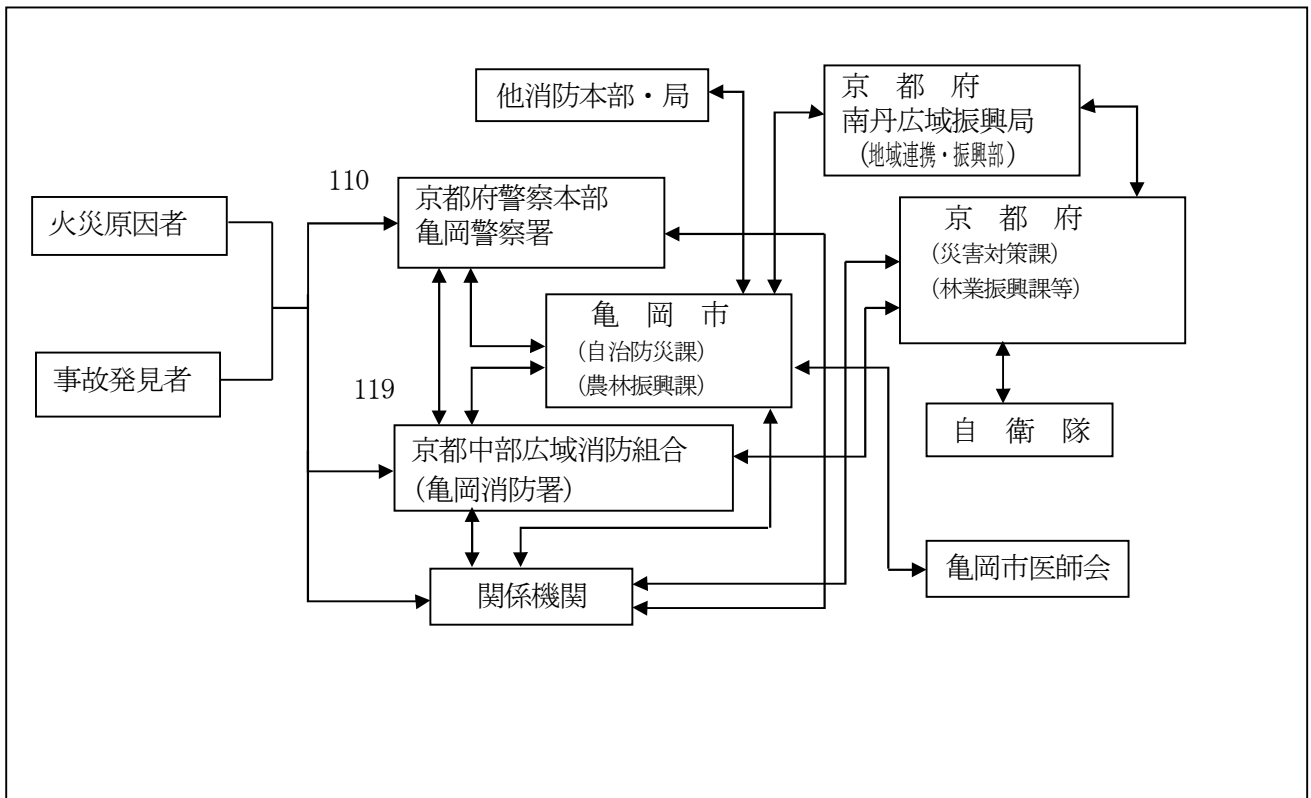
- (1) 火入れをしようとする者は、森林法第21条に基づき、その森林又は土地を管轄する亀岡市長の許可を得たのち、防火の設備を整え、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。
- (2) 亀岡市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のための人員配置、防火線の配置等について明確に指示すること。

第4 林野火災消防対策

平常時から次の事項に留意し、林野火災発生の際に亀岡市及び京都中部広域消防組合は、積極的に早期消火を図るものとする。

- 1 消火組織の整備
- 2 林野火災消火訓練の実施
- 3 消火資機材の整備

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 亀岡市の活動体制

第1 責 務

亀岡市は、市域又は近隣の林地において林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、震災編第2編第1章第1節に準じて、亀岡市林野火災対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

震災編第2編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 林野火災警戒体制及び林野火災対策本部の設置

林野火災が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、林野火災警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、亀岡市長は林野火災対策本部を設置する。（本部長：亀岡市長）

2 林野火災警戒体制の組織及び要員、林野火災対策本部の組織及び要員

林野火災警戒体制の組織及び要員については震災編第2編第1章第1節に定める災害警戒本部2号配備を基準とし、林野火災対策本部の組織及び要員は同節に定める災害対策本部1号動員を基準とする。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

亀岡市、京都府、亀岡警察署、京都中部広域消防組合等関係防災機関は、110番通報、119番通報等により、被害状況を早期に把握し、消防活動体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 火災原因者等

火災原因者及び火災発見者は、林野火災を発見した場合は、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 亀 岡 市

亀岡市は、市域において林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

3 京 都 府

(1) 京都府は、林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、亀岡市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

- (2) 京都府は、早期に林野火災に係る被害状況を把握するため、亀岡市等関係防災機関からの情報収集に努める。
- (3) 京都府は、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接府県等関係機関に提供する。
- (4) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのテレビ会議システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

第2 通信手段の確保

1 林野火災発生時の通信連絡

亀岡市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の火災応急対策に必要な指示、命令等は、亀岡市防災行政無線、電話、無線通信等により速やかに行う。

要配慮者へ伝達を必要とする場合は、手話通訳士の派遣や緊急通報ファックス等の活用を図る。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 亀岡市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 火災の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、火災の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、文字放送等を利用すること。
- 3 インターネット（市ホームページ・防災情報かめおかメール等）を利用すること。

第4 広聴活動の実施

亀岡市、京都府等関係防災機関は、林野火災に関する、被災地住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなど、それぞれの担当者を明らかにして対応する。

第4章 消火活動

亀岡市、京都中部広域消防組合、京都府等関係防災機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消火活動については、震災編第2編第1章第5節によるほか、次に定めるところにより迅速に消火活動を行うものとする。

第1 消火活動

1 地上消火活動

林野火災の消火活動は、火災の規模、火勢の状況を判断し、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分把握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し、延焼のおそれなくなった地域においても、風などの影響により、焼損木から再燃する危険性が大きい場合、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

2 空中消火活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、必要があれば関係機関等の協力を得て、ヘリコプターや空中消火用資機材を用いて地上消火活動とあわせ、効率的な消火活動を行う。

第2 京都府広域消防相互応援協定

亀岡市及び京都中部広域消防組合の全力をあげても林野火災への対応が困難な場合には、京都府広域消防相互応援協定に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防除及び被害の軽減を図る。

第5章 救助・救急活動

救助・救出活動は、震災編第2編第1章第5節によるほか、次に定めるところにより、医療救護活動については、震災編第2編第1章第6節の定めるところによる。

第1 救助活動

亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、林野火災に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

亀岡市、京都府、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、110番通報、119番通報等により被害状況を早期に把握し、救助や立入規制等の体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 応援要請

亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、林野火災の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予測される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

亀岡市及び京都中部広域消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、京都中部広域消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、亀岡市、京都中部広域消防組合及び京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

亀岡市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、亀岡市医師会等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、京都中部広域消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

負傷者が手話通訳、要約筆記等の伝達手段を必要とする場合は、関係機関の支援を得て対応する。

第6章 避難対策

林野火災発生時の亀岡市等関係防災機関が行う避難指示等については、震災編第2編第1章第7節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

亀岡市、大規模収容施設管理者等は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

亀岡市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7章 交通及び輸送対策

林野火災発生時における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、震災編第2編第1章第11節によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、亀岡警察署及び道路管理者は、相互に緊密な連絡を取り交通規制を行い、直ちに亀岡市林野事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会及び亀岡警察署長は、林野火災が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行えるようにするため緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することのできる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。
- 2 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、亀岡警察署長において行う。

第8章 自衛隊派遣要請

林野火災が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、震災編第2編第1章第4節「3 自衛隊に対する災害派遣要請」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

林野火災の災害復旧計画は、震災編第3編によるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

亀岡市は、関係防災機関と協力、道路施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成して迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、亀岡市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

亀岡市等関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

◆ 広域停電事故対策計画

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、広域的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障をきたす災害が発生した場合（以下「広域停電事故」という。）に、発生の原因となった施設等の復旧、救助・救急活動、医療活動を実施するため、亀岡市、亀岡市地域防災計画一般計画・災害予防計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章第2節に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めない事項については、亀岡市地域防災計画に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を行う。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

広域停電事故に関し、関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章第2節に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1 亀 岡 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 二次災害防止のための活動
- (4) 付近住民に対する情報提供
- (5) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請

2 京 都 府

- (1) 的確な情報の収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 亀岡警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備
- (5) その他事故災害に必要な警察活動

4 関西電力送配電株式会社

- (1) 亀岡市との連絡・協議及び京都府、亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報

- (2) 非常災害対策本部の設置
- (3) 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- (4) 事故により、影響を受ける地域住民への情報提供、相談対応

第4章 広域的な活動体制

亀岡市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、広域停電事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行えるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、亀岡市は、一般編第2編第2章第18節「受援計画」及び亀岡市地域防災計画震災対策計画編（以下「震災編」という。）第2編第1章第4節「応援の要請・受入れ」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

亀岡市、京都府、関西電力送配電（株）等関係防災機関は、広域停電事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり）

第2 情報通信手段の整備

亀岡市、京都府、関西電力送配電（株）等関係防災機関は、一般編第2編第2章第2節「情報収集伝達体制の整備」に基づき、広域停電事故が発生した場合の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 亀岡市、京都府、関西電力送配電（株）等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努めるものとする。
- 2 関西電力送配電（株）は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第2編第2章第4節「消防・救助・救急体制の整備」に基づき、広域応援体制の充実に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、救助工作車、救急車等の車両及び応急処置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

亀岡市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第4 施設・設備の整備

亀岡市、京都中部広域消防組合、京都府等関係防災機関は、広域停電事故が発生した場合、的確な応急活動を行うことができるよう資機材の整備及び電源確保に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 亀岡警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、亀岡警察署等は、平常時から機関相互間の連携強化を図る。
- 3 亀岡警察署は、発災後において、交通規制箇所及び緊急交通路を通行する際の手続き等について周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 1 亀岡市、大規模収容施設管理者等は、広域停電事故現場周辺住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

第3章 関西電力送配電株式会社の措置

関西電力送配電（株）は、広域停電事故の発生に備え、一般編第2編第2章第11節「ライフライン確保体制の整備」に定めるところによるほか、次の措置を講じるものとする。

第1 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第2 防災訓練の実施

広域停電事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための訓練を実施する。

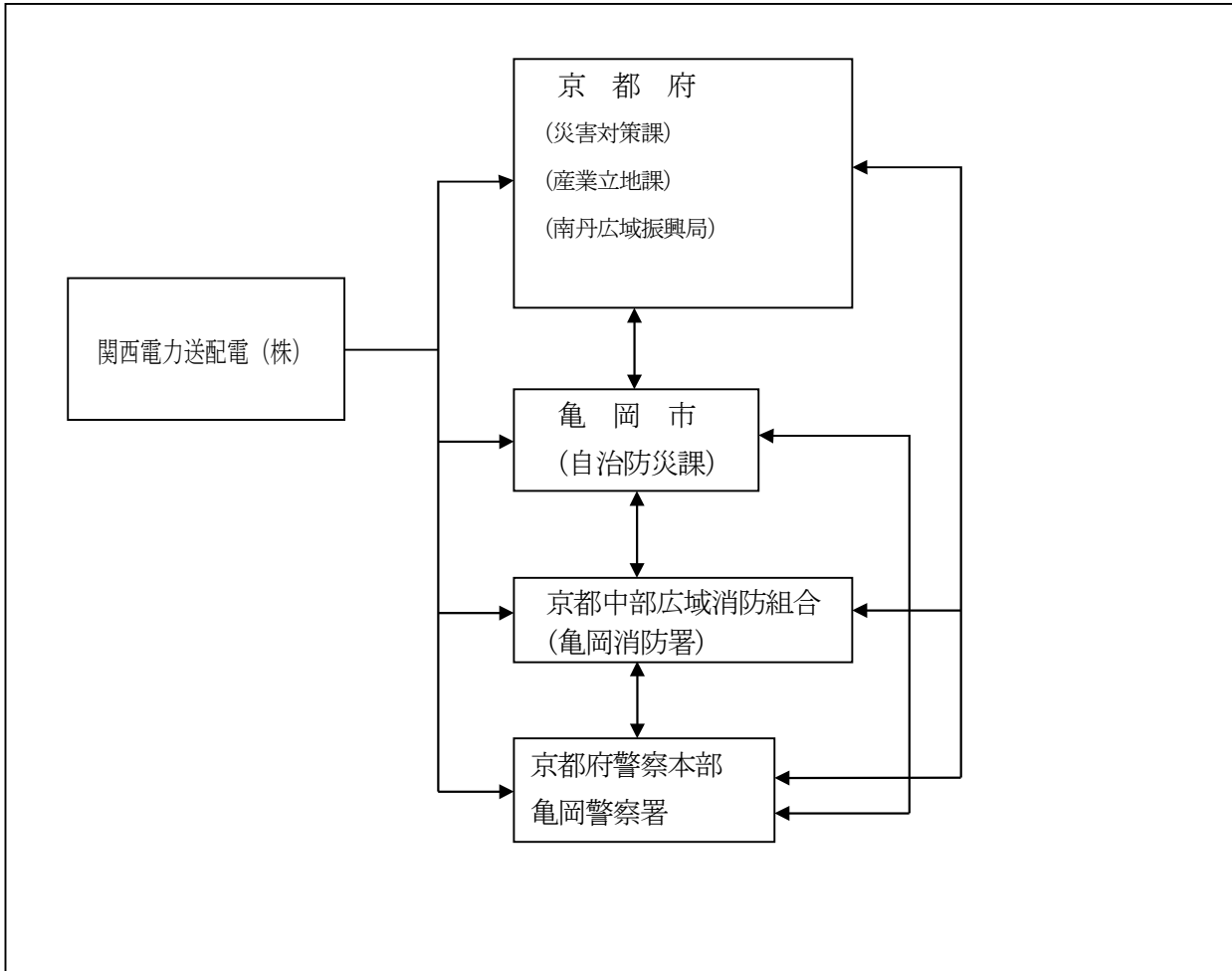
第3 電力施設の整備促進

施設の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

第4 防災知識の普及啓発

電気利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 亀岡市の活動体制

第1 責 務

亀岡市は、市内で広域停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、震災編第2編第1章第1節に定めるところにより、亀岡市広域停電事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

震災編第2編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 広域停電事故警戒体制及び事故対策本部の設置

広域停電事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、広域停電事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、亀岡市長は事故対策本部を設置する。（本部長：亀岡市長）

2 広域停電事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

広域停電事故警戒体制の組織及び要員については震災編第2編第1章第1節に定める災害警戒本部2号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める災害対策本部1号動員を基準とする。

第2節 関西電力送配電株式会社の活動体制

第1 責 務

関西電力送配電（株）は、広域停電事故が発生した場合において、速やかに亀岡市、京都府等防災機関に状況を報告するとともに、震災編第2編第2章第7節「ライフラインの応急対策」に定めるところにより応急対策を実施する。

第2 活動体制

関西電力送配電（株）は、広域停電事故が発生した場合において、非常災害対策本部による関係機関との連絡調整を行うとともに、原則としてあらかじめ定められた各整備の復旧順位により復旧するものとするが、設備の被害状況、復旧難易度を勘案のうえ、供給上復旧効果が大きいものから応急対策を実施する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

亀岡市、京都府、亀岡警察署、京都中部広域消防組合等関係防災機関は、110番通報、119番通報、関西電力送配電（株）からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 関西電力送配電（株）

関西電力送配電（株）は、広域停電事故が発生した場合は、亀岡市、京都府、亀岡警察署、京都中部広域消防組合等関係防災機関に、停電状況等を連絡する。

2 亀 岡 市

亀岡市は、市内において広域停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

3 京 都 府

- (1) 京都府は、広域停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、亀岡市等関係防災機関と緊密に連携して、その被害の状況をまとめる。
- (2) 京都府は、早期に広域停電事故に係る被害の状況を把握するため、関西電力送配電（株）、亀岡市等関係防災機関からの情報収集に努める。
- (3) 京都府は、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接府県等関係者に提供する。
- (4) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのテレビ会議システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

第2 通信手段の確保

1 事故発生時の通信連絡

被害情報等の収集・伝達は、亀岡市防災行政無線、電話、無線通信等により速やかに行う。

要配慮者への伝達を必要とする場合は、手話通訳士の派遣や緊急通報ファックス等の活用を図る。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 亀岡市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報

- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、文字放送等を利用すること。
- 3 インターネット（市ホームページ・防災情報かめおかメール等）を利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 関西電力送配電（株）は、事故の影響を受けた住民への不安を解消するため、対応窓口を明確にした上で情報提供を行うとともに、適切に相談に応じる。
- 2 関係防災機関は、広域停電事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなど、それぞれの担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助・救急、医療及び消火活動

救助・救出活動は、震災編第2編第1章第5節によるほか次に定めるところにより、医療救護活動については、震災編第2編第1章第6節に定めるところによる。

第1 救助活動

亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、広域停電事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

亀岡市、京都府、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、110番通報、119番通報及び関西電力送配電（株）からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 応援要請

亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、広域停電事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予測される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

亀岡市及び京都中部広域消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、京都中部広域消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、亀岡市、京都中部広域消防組合及び京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等との連携

亀岡市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、亀岡市医師会等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、京都中部広域消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受

入状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

負傷者が手話通訳、要約筆記等の伝達手段を必要とする場合は、関係機関の支援を得て対応する。

第5章 避難対策

広域停電事故発生時の亀岡市等関係防災機関が行う避難勧告等については、震災編第2編第1章第7節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

亀岡市、大規模収容施設管理者等は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

亀岡市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

広域停電事故発生時の輸送体制の確立及び交通規制等については、震災編第2編第1章第11節によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、亀岡警察署及び道路管理者は、相互に緊密な連絡を取り交通規制を行い、直ちに亀岡市広域停電事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会及び亀岡警察署長は、救急・救助活動が円滑に行えるようにするため必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する等交通規制を行う。
- 2 京都府公安委員会及び亀岡警察署長は、広域停電事故による信号機の停止等により、交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送活動

信号機の停止等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。

第4編 災害復旧計画

広域停電事故の災害復旧計画は、震災編第3編によるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

関西電力送配電（株）等は、関係防災機関と協力し、発電所等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

関西電力送配電（株）は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

◆ 広域断水事故対策計画

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、広域的に発生した断水事故により、多数の住民の生活に支障をきたす災害が発生した場合（以下「広域断水事故」という。）に、発生の原因となった施設等の復旧活動を実施するため、亀岡市、亀岡市地域防災計画一般計画・災害予防計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章第2節に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めない事項については、亀岡市地域防災計画に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を行う。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

広域断水事故に関し、関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章第2節に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 亀 岡 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 二次災害防止のための活動
- (4) 付近住民に対する情報提供
- (5) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請

2 京 都 府

- (1) 的確な情報の収集及び関係防災機関への通報
- (2) 関係防災機関への協力要請
- (3) 関係防災機関との連絡調整

3 亀岡警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備
- (4) その他事故災害に必要な警察活動

4 亀岡市上下水道部

- (1) 亀岡市との連絡・協議及び京都府、亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報
- (2) 水道施設事故対策本部の設置
- (3) 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- (4) 事故により、影響を受ける地域住民への情報提供、相談対応、給水及び復旧活動

第4章 広域的な活動体制

亀岡市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、広域断水事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行えるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、亀岡市は、一般編第2編第2章第18節「受援計画」及び亀岡市地域防災計画震災対策計画編（以下「震災編」という。）第2編第1章第4節「応援の要請・受入れ」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、広域断水事故が発生した場合に被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。
(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第2章第2節「情報収集伝達体制の整備」に基づき、広域断水事故が発生した場合の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。
また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第2編第2章第4節「消防・救助・救急体制の整備」に基づき、広域応援体制の充実に努める。

第3 施設・設備の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、広域断水事故が発生した場合、的確な応急活動を行うことができるよう資機材の整備に努める。

第3章 亀岡市上下水道部の措置

亀岡市上下水道部は、広域断水事故の発生に備え、一般編第2編第2章第12節「ライフライン確保体制の整備」に定めるところによるほか、次の措置を講じるものとする。

第1 応急給水への備え

1 応急対策拠点の整備

広域断水時の応急給水及び応急復旧を指揮する拠点を上下水道部庁舎に設置する。
拠点においては、応急対策を指揮する上で必要となる備品・資機材、通信機材、緊急通行車両等の整備を行う。

2 飲料水の確保

水道施設等での事故に備え、緊急時の飲料水の確保を図るため、配水池容量の拡大、自家発電設備の整備、緊急遮断弁の設置及び耐震貯水槽の整備を検討するとともに、民間の井戸、学校施設等のプール等利用可能な利水の調査を行い、それぞれの施設の水の利用を図る。

なお、井戸水の使用に際しては、必ず井戸替え及び消毒を行ったものでなければ飲用に供してはならない。

3 緊急給水、応急給水施設位置図の作成

緊急給水及び応急給水の対象となる施設（救急指定病院、避難所）については、施設一覧表及び位置図を作成し、応急対策時に迅速に活用できるようにする。

4 給水場所マップの作成

広域断水事故が発生した場合の応急給水地点をあらかじめ定め、その地点を示した給水場所マップを作成し、応急対策時に迅速に活用できるようにする。

5 他水源化の推進

広域断水事故時の備えとして、通常受水している浄水場以外から受水する緊急時水運用システムの構築及び本市と隣接する町と連結管で接続して、相互給水体制がとれるシステムを構築し、緊急時における生活用水等を確保する。

第2 応急復旧への備え

1 水道施設に関する図書の整備

平常時から施設の設計図書の整備を行うとともに、図書のコピーの作成・保管、データベース化を推進する。

2 応急復旧用資機材の確保

広域断水事故時における応急復旧用資機材については、工事業者等から調達することを基本とするが、浄水場、配水池等の基幹施設における必要最小限の復旧用資機材の備蓄を図る。

3 水道工事業者等との協定

亀岡市管工事業者組合及び亀岡市上下水道管工事業者協同組合との「大規模災害発生時における緊急対応に関する協定」に基づき、迅速な応急復旧工事等を行う。

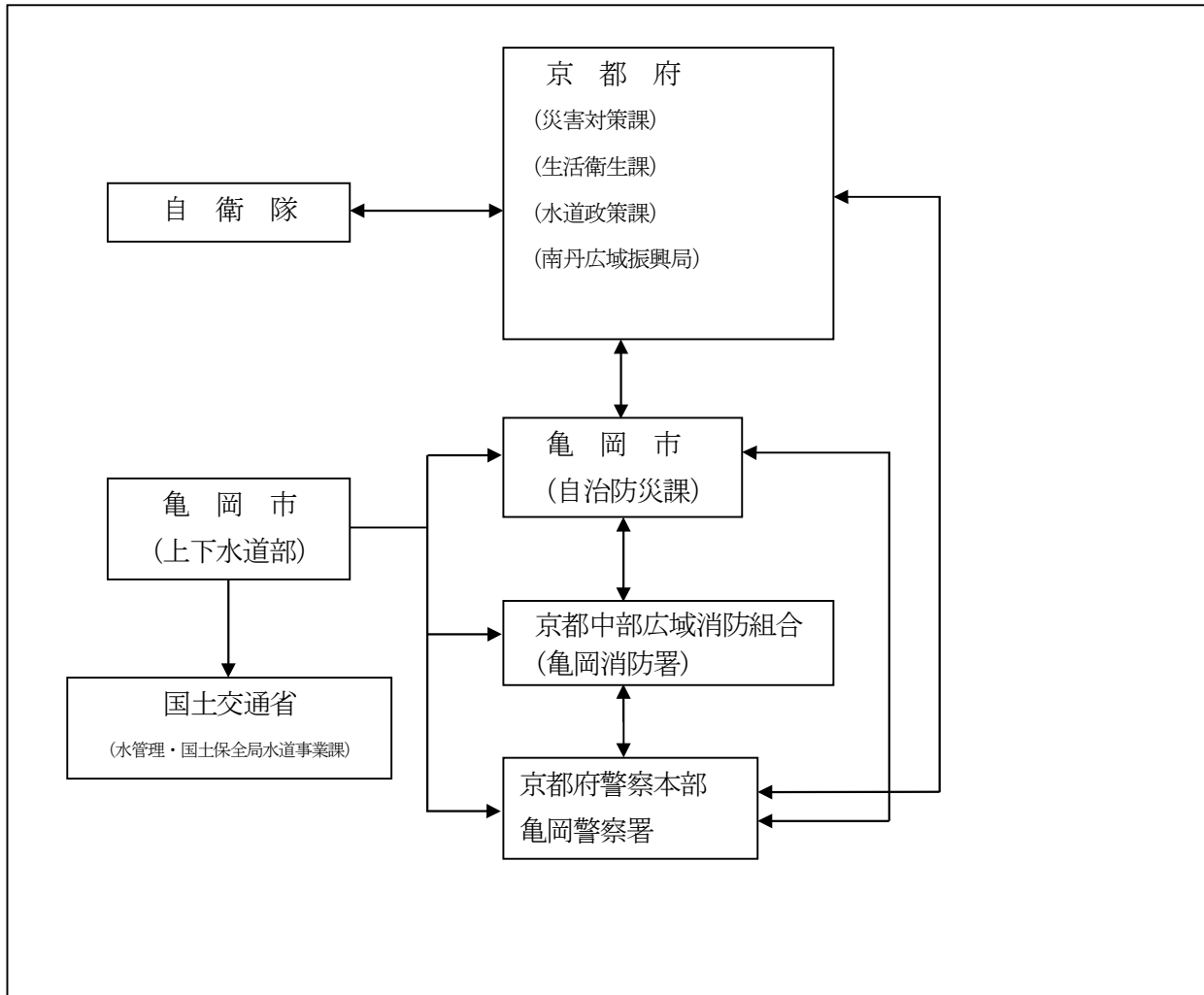
第3 防災意識の啓発

市民・企業に対し、平素から飲料水の確保等について予防対策を行うよう、広報等を通じて啓発活動を行う。

第4 防災訓練

本市全体で行う総合防災訓練の他に、上下水道部としての防災訓練を定期的に行い、事故発生時の対策に万全を期す。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 亀岡市の活動体制

第1 責 務

亀岡市は、市内で広域断水事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、震災編第2編第1章第1節に準じて、亀岡市広域断水事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

震災編第2編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 広域断水事故警戒体制及び事故対策本部の設置

広域断水事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約等を実施し、広域断水事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、亀岡市長は事故対策本部を設置する。（本部長：亀岡市長）

2 広域断水事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

広域断水事故警戒体制の組織及び要員については震災編第2編第1章第1節に定める災害警戒本部2号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める災害対策本部1号動員を基準とする。

第2節 亀岡市上下水道部の活動体制

第1 責 務

上下水道部は、広域断水事故が発生した場合において、速やかに亀岡市、京都府等防災機関に状況を報告するとともに、震災編第2編第2章第7節「ライフラインの応急対策」に定めるところにより応急対策を実施する。

第2 活動体制

上下水道部は、本市域内において広域断水事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、被災状況を把握し、水道施設事故対策本部による関係機関との連絡調整を行うとともに、緊急性の高い施設（医療施設等）を優先して応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

1 応急給水計画の作成

- (1) 応急給水の目標量は、災害の程度、状況により判断する。
- (2) 被害調査及び被害情報の収集により、応急給水の対象区域を把握する。
- (3) 医療施設、医療救護所、社会福祉施設への緊急給水を優先する。
- (4) 京都中部広域消防組合との連絡を密にし、情報の提供をする。

2 応急給水の実施

- (1) 医療施設、医療救護所、社会福祉施設については、給水の必要性が確認できた段階で直ちに給水を行う。
- (2) 断水地域における給水は、当初は避難施設における給水を基本とする。
- (3) 断水地域の応急復旧の進展により、状況に応じて仮設給水栓による給水を行う。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

亀岡市、京都府、亀岡警察署、京都中部広域消防組合等関係防災機関は、110番通報、119番通報、亀岡市上下水道部からの通報等により、被害状況を早期に把握し、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 亀岡市上下水道部

上下水道部は、広域断水事故が発生した場合は、亀岡市、京都府、亀岡警察署、京都中部広域消防組合等関係防災機関に、断水状況等を連絡する。

2 亀 岡 市

亀岡市は、市内において広域断水事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

3 京 都 府

- (1) 京都府は、広域断水事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、亀岡市等関係防災機関と緊密に連携して、その被害の状況をまとめる。
- (2) 京都府は、早期に広域断水事故に係る被害の状況を把握するため、亀岡市等関係防災機関からの情報収集に努める。
- (3) 京都府は、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接府県等関係者に提供する。

第2 通信手段の確保

1 事故発生時の通信連絡

被害情報等の収集・伝達は、亀岡市防災行政無線、電話、無線通信等により速やかに行う。

要配慮者への伝達を必要とする場合は、手話通訳士の派遣や緊急通報ファックス等の活用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 亀岡市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 断水状況
- 3 応急対策実施状況
 - (1) 応急給水地点の位置
 - (2) 応急給水時間
 - (3) 応急給水の方法
- 4 復旧の見通し
- 5 市民に対する協力及び注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、文字放送等を利用すること。
- 3 インターネット（市ホームページ・防災情報かめおかメール等）を利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 上下水道部は、事故の影響を受けた住民への不安を解消するため、対応窓口を明確にしたうえで情報提供を行うとともに、適切に相談に応じる。
- 2 上下水道部及び亀岡市等関係防災機関は連携し、広報車及び印刷物による広報を実施する。
- 3 関係防災機関は、広域断水事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなど、それぞれの担当者を明らかにして対応する。

第4章 関係機関への協力要請

断水の規模が大きく本市での対応が困難な場合、近隣市町、府及び府下市町村等に応援を要請する。

第1 府下水道事業管理者への応援要請

亀岡市は、「日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、次の事項を明らかにして応援要請を行う。

- (1) 事故の発生日時及び場所及び断水状況
- (2) 応援を必要とする職種別人数並びに機械、器具、車両、資材等の種類及び数量
- (3) 応援場所及び日時
- (4) その他応援に必要な事項

第2 府及び他府県等への応援要請

京都府、他府県等への広域的な応援要請が必要な場合は、震災編第2編第1章第4節「応援の要請・受入れ」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

広域断水事故の災害復旧計画は、震災編第3編によるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

亀岡市上下水道部は、施設の被害状況及び工事業者等の応急復旧工事の対応可能状況を判断して、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

亀岡市上下水道部は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

◆ 原子力災害対策計画

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、福井県に所在する関西電力株式会社高浜発電所及び大飯発電所において、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子炉事業者の原子力事業所外へ放出された事態（以下「原子力緊急事態」という。）により、市民の生命、身体又は財産に生ずる被害（以下「原子力災害」という。）が発生した場合に、原子力災害に関する情報を収集し、市民等に提供すべき情報を確実に発信、伝達するとともに、必要に応じた住民避難や広域避難者の受け入れを実施するため、亀岡市、亀岡市地域防災計画一般計画・災害予防計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章第2節に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めない事項については、亀岡市地域防災計画一般編及び震災対策計画編（以下「震災編」という。）に基づき運用するものとする。

第2章 計画の方針

本市は、高浜発電所及び大飯発電所から概ね50～70km圏に位置しており（位置図等参照）、発電所から概ね30kmを目安とする「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）」の範囲外ではあるものの、原子力規制委員会の原子力災害対策指針（令和4年7月6日一部改正）では、「UPZ外においては、UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある」などUPZ外においても防護措置が求められていることや、放射線等の影響が五感に感じるものが困難な特殊性等から、市民の心理的動揺を招いているところであるため、関係機関の協力のもと、「原子力災害に関する的確な情報を収集し、市民等に提供すべき情報を確実に発信・伝達すること」、「災害から市民を守るための対応」、「災害時における広域避難者の受け入れ」を実施するために計画を策定する。

(1) 本市の原子力発電所からの位置

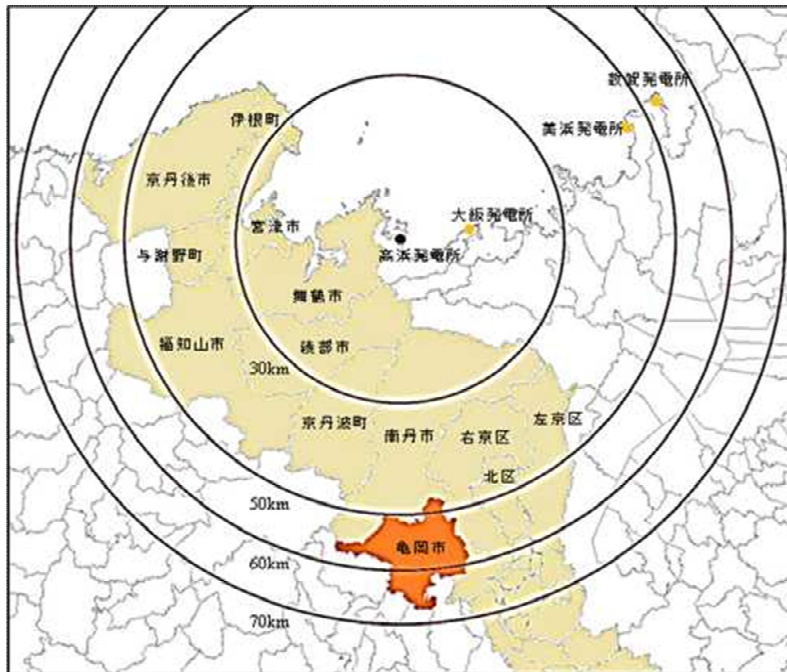
① 高浜発電所

所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦1

【距離】

距離	町又は地区
50km圏	旭町
60km圏	亀岡地区東部、亀岡地区中部、亀岡地区西部、曾我部町、吉川町、 禰田野町、本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町、大井町、千代川 町、馬路町、千歳町、河原林町、保津町、篠町、東つつじヶ丘、西 つつじヶ丘、南つつじヶ丘
70km圏	東別院町、西別院町

【位置】



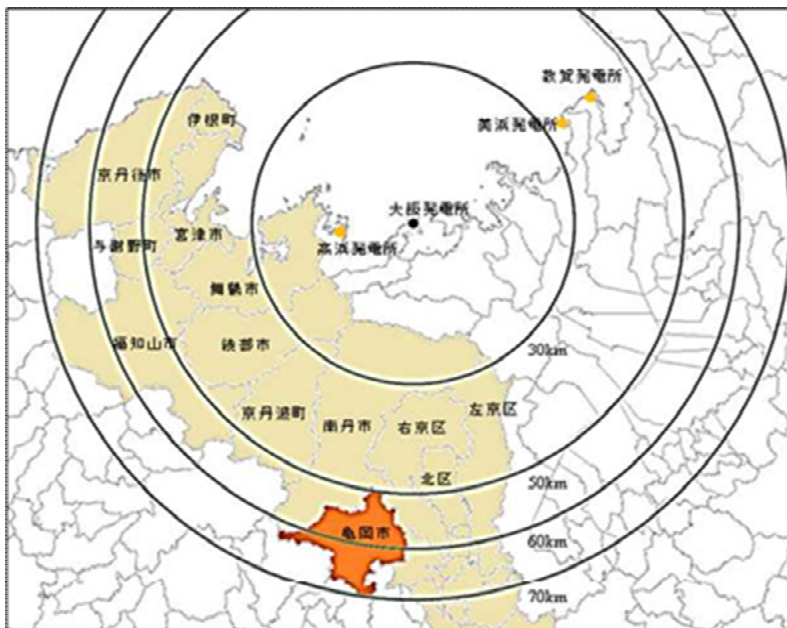
② 大飯発電所

所在地 福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1

【距離】

距離	町又は地区
60 km圏	亀岡地区東部、亀岡地区中部、亀岡地区西部、曾我部町、吉川町、礪田野町、本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町、大井町、千代川町、馬路町、旭町、千歳町、河原林町、保津町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘
70 km圏	東別院町、西別院町、南つつじヶ丘

【位置】



第3章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を行う。

第4章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力災害に関し、関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章第2節に定めるところによるほか次のとおりとする。

第1 亀 岡 市

- (1) 的確な情報の収集及び関係防災機関への通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 市民に対する情報の発信、伝達
- (4) 避難指示
- (5) 広域避難者の一時受入れ
- (6) 京都府又は他の市町村に対する応援要請

第2 京 都 府

- (1) 広報及び教育・訓練
- (2) 通信連絡網の整備
- (3) 観測施設及び緊急時医療施設の整備
- (4) 環境条件の把握
- (5) 防護資機材及び防護対策資料の整備
- (6) 府災害対策本部等の設置
- (7) 災害状況の把握及び伝達等
- (8) 放射性物質による汚染状況調査
- (9) 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等
- (10) 被ばく者の診断及び措置
- (11) 汚染飲食物の摂取制限等
- (12) 緊急輸送及び必需物資の調達
- (13) 放射線汚染物質の除去
- (14) 制限措置の解除
- (15) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (16) 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言
- (17) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）及び関係法令に基づく必要な処置

第3 関西電力株式会社

- (1) 原子力発電所の安全性の確保
- (2) 防災上必要な社内教育及び訓練の徹底
- (3) 環境条件の把握及び資料の提供
- (4) 防災活動体制の整備
- (5) 防災業務設備の整備
(放射線（能）観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等)

- (6) 連絡通報体制の整備
- (7) 汚染拡大防止措置
- (8) 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施
- (9) 原災法及び関係法令等に基づく必要な措置
- (10) 府及び関係市町の実施する原子力防災に対する積極的な全面協力

第5章 広域的な活動体制

亀岡市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、原子力災害等が発生した場合に備え、総合的かつ計画的な防災活動や広域避難者の受入れ等が円滑に行えるよう、広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、亀岡市は、一般編第2編第2章第18節「受援計画」及び震災編第2編第1章第4節「応援の要請・受入れ」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 事前対策計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

亀岡市、京都府、関西電力（株）等関係防災機関は、原子力災害等が発生した場合に備え、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり）

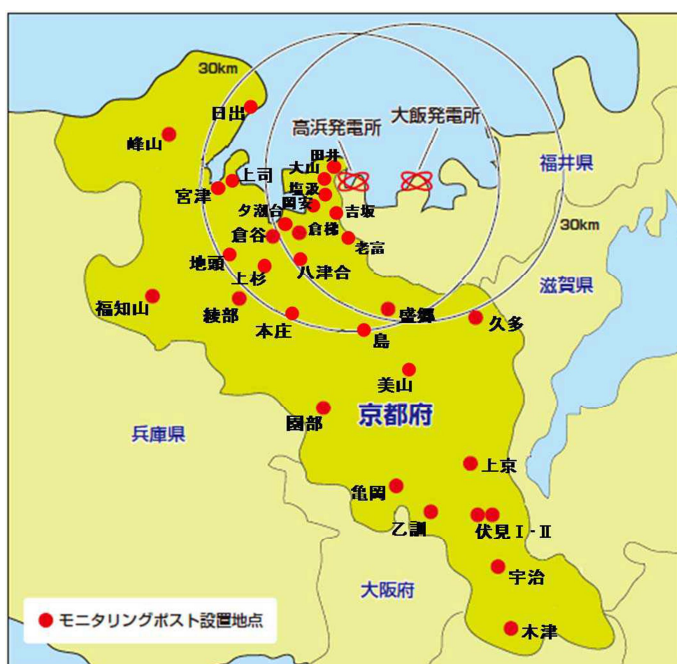
また、国及び京都府、事業者が実施するモニタリングの情報を注視し、情報の入手に努めるものとする。

（1）京都府における環境放射線モニタリング体制

【測定データ掲載地点】

名称	場所	名称	場所	名称	場所
日出測定所	伊根町	老富測定所	綾部市	美山測定所	南丹市
峰山測定所	京丹後市	地頭測定所	舞鶴市	久多測定所	左京区
上司測定所	宮津市	上杉測定所	綾部市	上京測定所	上京区
宮津測定所	宮津市	綾部測定所	綾部市	亀岡測定所	亀岡市
田井MP	舞鶴市	福知山測定所	福知山市	乙訓測定所	向日市
大山測定所	舞鶴市	八津合測定所	綾部市	伏見Ⅰ測定所	伏見区
塩汲測定所	舞鶴市	倉谷測定所	舞鶴市	伏見Ⅱ測定所	伏見区
岡安測定所	舞鶴市	島測定所	南丹市	宇治測定所	宇治市
夕潮台MP	舞鶴市	本庄測定所	京丹波町	木津測定所	木津川市
吉坂測定所	舞鶴市	園部測定所	南丹市		
倉梯測定所	舞鶴市	盛郷測定所	南丹市		

【測定地点位置図】



(2) 国、府県及び事業者が公開するモニタリング情報

【ホームページ一覧】

名 称	インターネットアドレス
原子力規制委員会 放射線モニタリング情報共有・公表システム	https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/
京都府環境放射線監視テレメータシステム	http://www.aris.pref.kyoto.jp
福井県原子力環境監視センター	https://www.houshasen.tsuruga.fukui.jp/
関西電力高浜発電所	https://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/nuclear_power/info/monitor/live_unten/takahama_real.html
関西電力大飯発電所	https://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/nuclear_power/info/monitor/live_unten/ooi_real.html
大阪府環境放射線モニタリングシステム	http://www.o-ems.pref.osaka.jp/

第2 情報通信手段の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第2章第2節「情報収集伝達体制の整備」に基づき、原子力災害等が発生した場合に備え、平常時から情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

亀岡市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努めるものとする。

第2章 防災活動体制の整備**第1 職員の体制**

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 施設・設備の整備

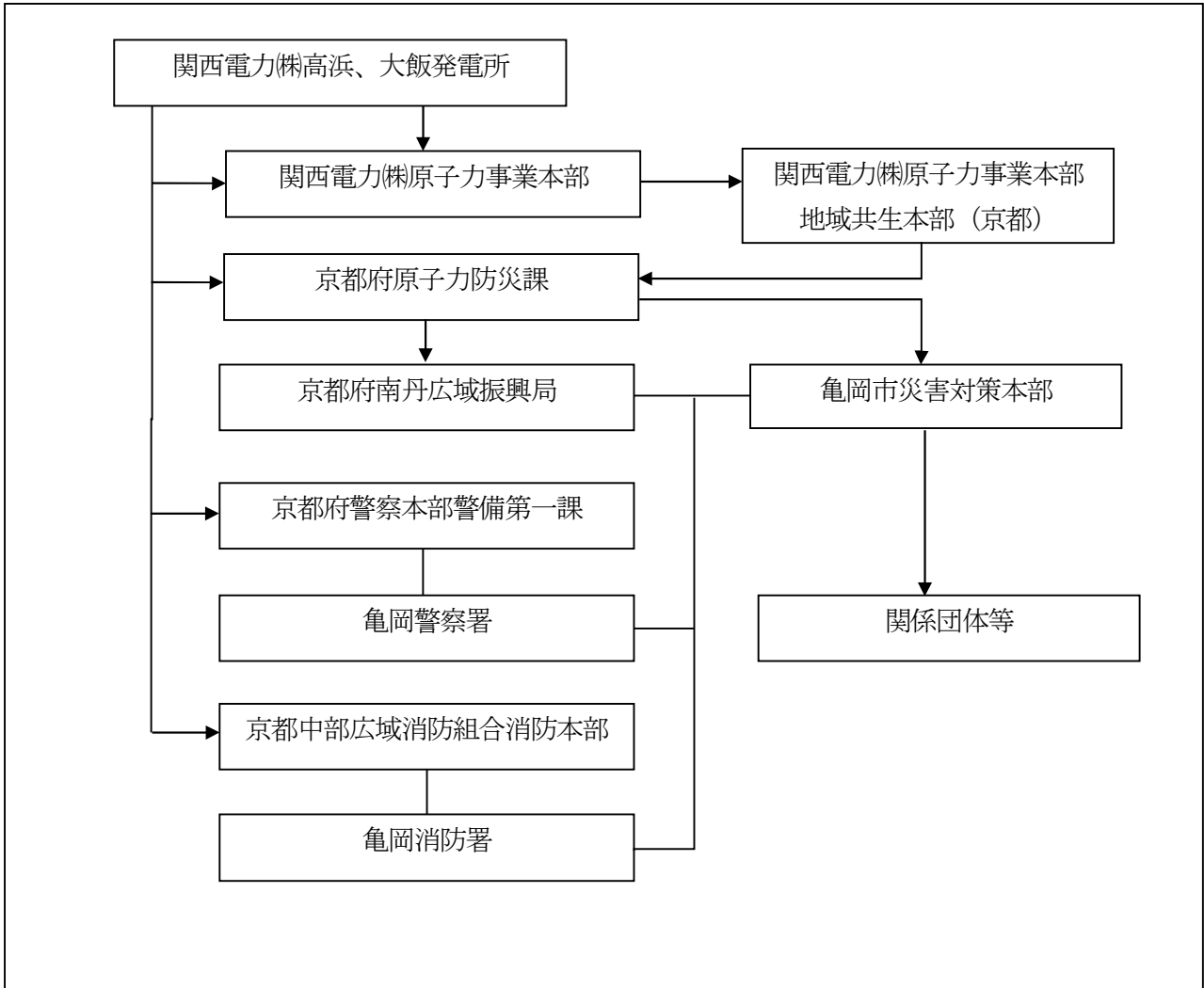
亀岡市、京都中部広域消防組合、京都府等関係防災機関は、原子力災害等が発生した場合に備え、的確な応急活動を行うことができるよう資機材の整備及び電源確保に努める。

第3 避難体制の整備

- (1) 亀岡市は、「気体状あるいは粒子状の放射物質を含んだ空気の一団（以下「放射性プルーム」という。）」等による被ばくを避けるため、気密性の高い場所等への屋内退避、あるいは放射線の遮蔽効果の高い場所への屋内退避、または、放射性プルームに遭遇する場所からの避難を実施するため、あらかじめ屋内退避や一時移転等、被ばく予防を実施するための防護措置計画を作成する。

(2) 防護措置計画の作成に当たっては、避難行動要支援者（要配慮者のうち避難について特別な支援の必要がある者）に配慮した計画となるように努める。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 亀岡市の活動体制

第1 責 務

亀岡市は、原子力災害が発生した場合、原子力災害対策本部を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体、住民等の協力を得、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

(1) 原子力災害対策本部の設置

施設敷地緊急事態発生に係る関西電力株からの通報・連絡について京都府から連絡を受けた場合、又は、本市域内において放射性プルーム等による被ばくのおそれがあると認められた場合は、関係法令及び震災編に定めるところにより、直ちに、亀岡市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

(2) 原子力災害対策本部の組織及び要員

原子力災害対策本部の組織及び要員は、震災編第2編第1章第1節に定める災害対策本部1号動員を基準とする。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

亀岡市、京都府、亀岡警察署、京都中部広域消防組合等関係防災機関は、緊急時モニタリング結果、110番通報、119番通報、関西電力（株）からの通報等により、被害状況等を早期に把握し、活動体制を整え、収集した情報を相互に連絡する。

また、併せて、市民等に提供すべき情報を確実に発信・伝達するものとする。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第2章の「情報連絡系統図」のとおりとする。

第2 通信手段の確保

(1) 原子力災害発生時等の通信連絡

被害情報等の収集・伝達は、亀岡市防災行政無線、電話等により速やかに行う。

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）への伝達を必要とする場合は、手話通訳士の派遣や緊急通報ファックス等の活用を図る。

(2) 非常通信の利用

人命救助、事故の救援のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 亀岡市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- (1) 原子力災害等の発生日時及び場所
- (2) モニタリング情報
- (3) 応急対策実施状況
- (4) 屋内退避指示及び勧告に関する情報
- (5) 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- (6) その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、災害の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道を要請すること。
- (2) 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、文字放送等を利用すること。
- (3) インターネット（市ホームページ・防災情報かめおかメール等）を利用すること。

第4章 防護措置計画

亀岡市が行う屋内退避指示・勧告については、次のとおりとする。

第1 屋内退避の指示・勧告

屋内退避の指示・勧告については、国や京都府の指示により行うが、放射性プルーム等による被ばくのおそれがある情報を入手したとき等、亀岡市において必要と判断した場合においても屋内退避を指示または勧告する。

第2 要配慮者対策

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた屋内退避に関する情報提供等に十分配慮するものとする。

特に、放射性ヨウ素による内部被ばくの影響を受けやすい、乳幼児、児童、妊産婦などへの配慮を最優先するものとする。

第3 避難及び一時移転の対応

国や京都府の指示により、本市の一部地域に避難等の指示が発令された場合は、対象地域外の指定避難所等への避難（立ち退き避難）を原則とする。但し、市内全域に避難等の必要が発生した場合は、国及び関西広域連合、京都府等と連携して広域避難の実施を検討するものとする。

第4 被ばく医療体制の確保

汚染拡大の防止等のため、避難退域時検査や除染作業が必要となった場合は、京都府及び初期被ばく医療機関等に協力を要請する。本市の独自施策として可能な範囲で安定ヨウ素剤の備蓄に努め、緊急配布による予防服用に備える。なお、備蓄だけでは賅えない場合は、関西広域連合と関西電力の「安定ヨ

ウ素剤の貸与に関する覚書」に基づき、関西広域連合を通じて関西電力の保有する安定ヨウ素剤の貸与を要請する。

第5章 広域避難受入計画

原子力災害の発生等により、他市町村から一時的に避難者を受け入れる必要が生じた場合に備え、受入体制の整備を図る。

第1 市役所機能の受入れ

被災した市町村の役所（役場）機能を全て受け入れることは困難であるが、被災市町村の意向を踏まえ、可能な限り受入に努める。

(1) 受入期間

受入期間については、一時滞在期間（約2月程度）を目途とする。

(2) 受入施設

受入施設については、受入の要請があった時点において、受入れする機能の規模に応じて選定する。

なお、要請があった場合に備え、候補となる施設を予め定めておくものとする。

第2 避難住民の受入れ

避難住民の受入れについては、京都府または被災した市町村からの要請により行う。

(1) 受入期間

受入期間については、原則として、仮設住宅等、避難者の住まいが決まるまでの期間とする。

(2) 受入施設

避難者を受入れする施設については、受入の要請があった時点において、避難者の人数等により選定する。

なお、要請があった場合に備え、候補となる施設を予め定め、広域避難者の受入計画を作成しておくものとする。

亀岡市地域防災計画 事故対策計画編

編集発行 亀岡市防災会議

事務局 亀岡市総務部自治防災課
〒621-8501
亀岡市安町野々神8番地
電話 0771(25)5097
